

学校運営協議会制度に関する 参考資料

学校運営協議会の制度導入に至る経緯について

必要性

- ◆ 国民の**学校教育に対する要請が多様化・高度化**する中で、公立学校が国民の期待に十分応えることができるよう、公立学校の**管理運営の活性化**を図る必要。
- ◆ このため、**地域の住民や保護者がより主体的に学校の運営に参画**することを可能とすることにより、地域の住民、保護者の意向に的確に対応した教育活動を実施し、**信頼される学校づくり**を進めることが重要。

関係答申等

- ★ 教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－（平成12年12月22日）
- ★ 規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）
- ★ 今後の学校の管理運営の在り方について（平成16年3月4日中央教育審議会答申）
- ★ 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）

学校運営協議会制度の導入

※平成16年地教行法改正（※第47条の5に規定、平成16年9月9日施行）

1. **教育委員会**は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、**当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。**
2. 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する**地域の住民**、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の**保護者**その他教育委員会が必要と認める者について、**教育委員会が任命する。**
3. 指定学校の**校長**は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について**基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。**
4. 学校運営協議会は、当該指定**学校の運営に関する事項**（5の事項を除く。）について、**教育委員会又は校長に対して、意見を述べる**ことができる。
5. 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の**任用に関する事項**について、当該職員の**任命権者に対して意見を述べる**ことができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、市町村委員会を経由する。
6. 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、5により述べられた**意見を尊重**するものとする。
7. 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
8. 指定学校の指定及び指定の取消しの手続き、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

関係答申等(抜粋)①

●教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－（平成12年12月22日）

4. 新しい時代に新しい学校づくりを

◎新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する

新しいタイプの学校の設置を可能とし、多様な教育機会を提供する。新しい試みを促進し、起業家精神を持った人を学校教育に引き込むことにより、日本の教育界を活性化させる必要がある。

提言

(3) 地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（“コミュニティ・スクール”）を市町村が設置することの可能性を検討する。これは、市町村が校長を募集するとともに、有志による提案を市町村が審査して学校を設置するものである。校長はマネジメント・チームを任命し、教員採用権を持って学校経営を行う。学校経営とその成果のチェックは、市町村が学校ごとに設置する地域学校協議会が定期的に行う。

●規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）

1 教育主体の多様化

(2) コミュニティ・スクール導入に向けた制度整備【平成15年中に検討・結論】

新しいタイプの公立学校であるコミュニティ・スクールを導入することの意義は、教職員人事を始めとする運営・管理及び教育の実施等について、学校、保護者、地域の独自性を確保する一方で、地元代表や保護者の代表を含む「地域学校協議会（仮称）」に対しアカウンタビリティを負うことにより、社会や地域住民・需要者のニーズに応じた多様で機動的な学校運営を可能とし、独創性と創造性に富んだ人材の育成に資することにある。これらの点を踏まえ、コミュニティ・スクール導入のための制度整備に関しては、例えばコミュニティ・スクールの設置手続、「地域学校協議会（仮称）」の設置と機能、都道府県教育委員会、市町村教育委員会及び地域学校協議会の教員任免等に係る権限の在り方等の点について、法令上の規定を設けることを検討する。

●規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）

○ 教育主体の多様化

(1) コミュニティ・スクールの法制化【平成16年度中に措置】

新しいタイプの公立学校であるコミュニティ・スクールは、教職員人事、予算使途及び、教育課程の決定などの学校経営について、学校、保護者、地域の独自性を制度的に担保する一方で、地元代表や保護者代表を含む「地域学校協議会」が地域に対し説明責任を負うという、地域コミュニティに開かれた、責任のある経営体として地方公共団体によって設置される。

コミュニティ・スクールを導入することの意義は、社会や地域住民・需要者のニーズに応じた多様で機動的な学校経営を可能とし、独創性と創造性に富んだ児童・生徒の育成に資することであり、また、その存在が、既存の公立学校システム全体の活性化に資することにある。

よって、平成17年4月の開校に向け、コミュニティ・スクールの設置手続、地域学校協議会の設置手続・構成・機能のほか、学校長及び教職員について、地域学校協議会が人選についての推薦を含め人事に関与し、任命権者は地域学校協議会の意向を尊重することとするなど、人事に関し地域学校協議会の意向が反映されることが確実に担保されるような、学校長、地域学校協議会、市町村教育委員会、都道府県教育委員会等の権限と責任の在り方を定めた所用の法律改正案を可能な限り速やかに国会に提出する。

関係答申等(抜粋)②

●今後の学校の管理運営の在り方について（平成16年3月4日中央教育審議会答申）

第2章 地域が参画する新しいタイプの公立学校運営の在り方について

1 地域が公立学校の運営に参画することの意義について

○ 我が国の公立学校の運営は、関係法令に基づき、教育委員会及び校長の権限と責任の下で行われている。こうした学校の運営の在り方は、学校運営に関する責任の所在を明確にするとともに、一定の教育条件・教育内容を確実かつ均等に保障する上で重要な役割を果たすものであるが、一方で、学校の運営の状況が保護者や地域住民等に分かりにくく、学校の閉鎖性や画一性などにつながりがちであるとの指摘もなされてきた。

○ 学校は地域社会を基盤として存在するものであり、充実した学校教育の実現には、学校・家庭・地域社会の連携・協力が不可欠である。これまで、地域に開かれた信頼される学校づくりを目指して、全国の学校で様々な取組が進められてきた。例えば、平成12年に導入された学校評議員制度は、既に半数以上の学校で導入されている。また、学校側からの動きだけでなく、保護者や地域社会からの学校への働き掛けも活発化してきた。例えば、学校支援のための様々なボランティア活動などの取組も各地で進みつつある。

○ このような中で、近年、学校と地域社会との連携・協力を更に一段階進め、地域の力を学校運営そのものに生かすという発想が出てくるようになった。平成12年の教育改革国民会議報告においては、「新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する」という提言が行われ、文部科学省では、平成14年度から、モデル校を指定して、新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究を実施している。また、政府の規制改革推進3か年計画（再改定）においては、「コミュニティ・スクール導入のための制度整備」に関して、法令上の規定を設けることについて平成15年中に検討し結論を出すことが決定されているところである。

○ 経済・社会の大きな構造改革の中で、可能な限り地方分権を進め、権限と責任を「現場」に近いところに移していこうとする流れが急速に進んでいる。また、従来は公的部門が単独で担ってきた分野についても、住民等に参画を求め、その力を生かすことによってより良い成果を実現していこうとする動きが顕著となりつつある。特に、文化活動や社会教育の分野においては、近年、各地で特色ある取組が見られるようになってきている。公立学校の運営に保護者や地域住民の参画を求めることにより、学校を内部から改革しようという考え方は、このような社会全体の大きな改革の流れの中に位置付けられるものである。

○ 都市化の進行等に伴い、多くの地域でかつての地縁に基づく地域社会が変容し、「地域の学校」という考え方が次第に失われてきた。しかし、その一方で、保護者や地域住民の側に、自らが学校の運営に積極的に参画することによって、自分たちの力で学校をより良いものにしていこうとする意識が生まれつつある。こうした意識の高まりを的確に受け止め、学校と保護者や地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるような仕組みを構築していくことが求められている。

○ 各学校の運営に保護者や地域住民が参画することを通じて、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことが期待される。学校においては、保護者や地域住民に対する説明責任の意識が高まり、また、保護者や地域住民においては、学校教育の成果について自分たち一人一人も責任を負っているという自覚と意識が高まるなどの効果も期待される。さらには、相互のコミュニケーションの活発化を通じた学校と地域との連携・協力の促進により、学校を核とした新しい地域社会づくりが広がっていくことも期待される。

- 地域の参画による学校運営は、これまでの実践研究の成果等にも示されるとおり、現行においても、学校評議員制度など各種の制度の柔軟な活用によって、かなりの程度実現することが可能であり、今後ともすべての学校において、地域に開かれた学校づくりを目指した取組を推進することが求められる。
 - 一方で、例えば、学校評議員制度については、その意見を踏まえて教育内容の改善を行うなど、大きな成果を上げる学校があるものの、運用上の課題を抱え、必ずしも所期の成果を上げ得ない学校もある。また、学校評議員制度の、校長の求めに応じて意見を述べるという役割を超えて、より積極的に学校運営にかかわることができるような新たな仕組みを検討すべきとの指摘もある。
 - 今後、公立学校をより多様で魅力的なものとするためには、学校評議員制度に関する運用の改善を図るなど、これまでの取組を更に発展させることが必要である。開かれた学校づくりの原点として、保護者や地域住民が学校に対する様々な意見や要望を、幅広く、また気軽に相談できるような窓口を拡充していくことも重要であろう。
- 併せて、こうした既存の枠組みを超えて、新たに保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って主体的に学校運営に参加するとともに、学校の裁量権を拡大する仕組みを制度的に確立し、新しい学校運営の選択肢の一つとして提供することも必要と考える。今後、こうした新しい学校運営の在り方について更に詳細な制度設計を行った上で、明確な法令上の根拠を与える必要がある。

2 制度化に当たっての基本的な考え方について

(1) 制度導入の対象

- 保護者や地域住民が一定の権限を持って運営に参画する新しいタイプの公立学校（以下便宜上「地域運営学校」という。）に関する制度の導入の対象としては、地域とのつながりが特に深い小学校や中学校が中心になると考えられるが、地域の実情に応じ、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断で、幼稚園や高等学校などを対象とすることも考えられる。
- 地域運営学校は、学校運営の在り方の選択肢を拡大するための手段の一つとして新たに制度化すべきものである。したがって、その導入は、すべての公立学校に一律に求められるものではなく、地域の特色や学校の実態、保護者や地域住民の意向などを十分に踏まえて、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の適切な判断により行われることとし、その指定の手続については教育委員会において定めることが適当である。

(2) 基本的な制度の内容

ア 学校運営協議会の設置

- 学校の運営への保護者や地域住民の参画を制度的に保障するための仕組みとして、教育委員会が、地域運営学校の運営について協議を行う組織（以下便宜上「学校運営協議会」という。）を設置することが必要と考えられる。
- 学校運営協議会は合議制の機関であり、その委員としては、児童・生徒の保護者、地域住民のほか、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が適当と考える者のうちから、当該教育委員会において任命することが適当である。委員の数、構成、委員の任命の手続、任期、学校運営協議会の議事に関する事項等については、教育委員会規則において定めることになると考えられる。なお、委員は非常勤の公務員に位置付けられるものと考えられるが、教育の中立性や公正性を確保する観点から、例えば学校運営協議会の委員の任命に当たり守秘義務を課すことなども検討されるべきである。

イ 学校運営協議会の役割

- 学校運営協議会の役割としては、
 - (i) 学校における基本的な方針について決定する機能、
 - (ii) 保護者や地域のニーズを反映する機能、
 - (iii) 学校の活動状況をチェックする機能
 が考えられる。すなわち、学校運営協議会には、例えば、学校における教育課程編成の基本方針、予算執行や人事配置等に関する基本方針等、当該学校の運営の大綱について、校長等の提案に基づいて承認を行うなど、学校における基本的な意思決定に関与する役割を果たすことが期待される。校長は、承認された基本的な方針に基づき、学校運営の責任者として具体的な事項について決定し、校務を行うこととなる。このように、学校の基本方針の決定等に当たり、校長は学校運営協議会に対し十分な説明を行い、相互に意見交換を行うことが必要となるが、この過程を通じて、保護者や地域住民が自らも学校運営に共同責任を負っているとの自覚を深め、校長を中心とした具体的な学校運営の支援に積極的にかかわっていくことが期待される。
- また、学校運営協議会の委員には、保護者や地域住民を代表する立場にある者として、学校に対する保護者の要望や地域ニーズを公平・公正に、かつ、幅広く把握・集約し、学校運営に反映させることが求められる。さらに、基本的な方針に照らした学校の教育活動の実施状況について絶えず目を配り、評価を行い、必要があれば改善を求めるなどの働き掛けを行うことなども期待される。このような権限を有する学校運営協議会には、自らの活動に関して、保護者や地域住民、教職員等の学校関係者に対して説明を行う責任が生じる。また、当該学校において所期の教育目標が十分に達成されないなどの場合には、委員の解任や学校運営協議会の解散などの形でその責任が問われるものと考えられる。
- 学校にどのような校長や教職員を得るかということは、地域の意向を踏まえた特色ある学校運営の成否に特に重要な影響を与える問題である。このため、実践研究校のこれまでの研究においても、校長を公募し、その選考に学校運営協議会が関与したり、教職員の人事について要望を行うなどの取組が試みられてきたところである。
- こうしたことを踏まえ、地域運営学校においては、現在の校長による意見具申や市町村教育委員会による内申に加えて、学校運営協議会が校長や教職員の人事について具体的に関与することができるようにするとともに、人事に関し最終的な権限を持つ教育委員会においては、地域運営学校制度の趣旨にかんがみ、校長や学校運営協議会の要望等を可能な限り実現するよう努める必要がある。このために、例えば、学校運営協議会が、教職員の公募を求めたり、任用の候補者について要望するなど、学校運営協議会が人事について任命権を有する教育委員会に対して意見を述べることができ、当該教育委員会においては、その意見を尊重して人事を行うなどの仕組みを設けることが考えられる。この場合、市町村立小学校又は中学校の学校運営協議会においては、当該市町村教育委員会を経由して都道府県教育委員会に意見を述べるのが適当と考えられる。なお、学校運営協議会から意見の申し出があった場合、市町村教育委員会は、地域運営学校制度の趣旨にかんがみ、特段の支障がない限り、その意見と同様の内申を行うこととなるものと考えられる。
- また、市町村教育委員会が市町村立小学校又は中学校を地域運営学校に指定する場合、当該学校における教職員は県費負担教職員であることから、教職員の任命権者である都道府県教育委員会に対し事前に協議を行うなどの手続が必要と考えられる。

- 保護者や地域住民に学校運営に当たっての一定の権限を与えること、すなわち、学校運営協議会に具体的にどのような権限を与えるか、その際、校長や教育委員会との関係をどのように位置付けるかなどについて法令上規定することは、現在の地方教育行政制度に全く新しい視点に立った仕組みを導入するものである。このため、その制度化に当たっては、教育委員会の自主的、主体的な取組が促進されるよう、地方教育行政全体の在り方にも照らしつつ、十分な検討を行う必要がある。

ウ 校長の裁量権の拡大等

- 地域運営学校の運営をより効果的なものとするためには、学校の創意工夫を生かした様々な取組が可能となるよう、学校運営の責任者である校長の裁量権を拡大することが重要である。先に述べたように、教職員人事については、学校運営協議会の関与の下、学校の裁量権の拡大を図ることも必要であるが、これに加えて、例えば、地域運営学校の校長に係る裁量経費を増額することや、学校の判断に基づき非常勤講師の採用を可能にすることなど、現行制度の運用の改善等による対応が可能な事柄については、各学校の設置者において積極的な検討を行うことが求められる。
- また、学校の裁量権が拡大するに伴い、校長には、学校を取り巻く地域の様々な関係者と十分なコミュニケーションを図り、相互の連携・協力を確保しつつ、学校の責任者としてリーダーシップを発揮する高い力量が一層強く求められることとなる。国や教育委員会においては、高度な専門性や経営能力など校長として求められる資質や能力の向上に向け、研修等の充実に取り組む必要がある。

(3) 点検・評価等

- 地域運営学校は、これまで行政内部で完結していた学校運営に保護者や地域住民が責任を持って参画するものである。地域運営学校が、公立学校として担うべき公共性や公平性・公正性を担保しつつ、その特色を生かした教育を実践していくためには、当該学校による自己評価が重要である。さらに、学校を設置する地方公共団体の教育委員会において、学校運営協議会の活動も含め、地域運営学校の教育活動を不断に点検・評価するとともに、その結果を例えばインターネット等を通じて情報公開し、その成果を他の学校の教育活動にも生かしていく必要がある。
- 教育委員会が行う点検・評価においては、例えば、学校運営協議会が期待される機能を十分に果たしているか、公立学校としての公共性・公平性・中立性の確保や教育水準の維持等は適切に図られているか、地域の信頼に応える学校づくりに具体的な成果が上がっているかといった観点から、それぞれの地域運営学校の特色に応じた評価項目を定め、適切に実施していくことが求められる。その際、第三者による評価委員会等を設置し、その評価を参考にすることや、保護者や地域住民に広く意見を求めることなども有効であろう。点検・評価の結果によっては、地域運営学校に教育活動の改善を求めたり、その指定を取り消すなどの措置を講じる必要も生じるものと考えられる。
- 地域運営学校の円滑な運営を実現し、所期の目的が達成されるよう、地域運営学校を設置する地方公共団体の教育委員会においては、あらかじめその指定や取消しに関する手続き等必要な事項を教育委員会規則において定めるとともに、地域運営学校の運営に関する調整や評価などを行う組織を明確にするなどの十分な体制整備を図ることなどが求められる。また、国においても、地域運営学校に関する情報の収集・提供や評価方法に関する研究開発等を通じて、新しいタイプの学校運営を積極的に支援していく必要がある。

関係法令(抜粋)

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）抄

第三節 学校運営協議会

- 第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
 - 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
 - 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
 - 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
 - 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
 - 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
 - 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

第二節 市町村立学校の教職員

（任命権者）

- 第三十七条 市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。
- 2 前項の都道府県委員会の権限に属する事務に係る第二十五条第二項の規定の適用については、同項第四号中「職員」とあるのは、「職員並びに第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」とする。

関係法令(抜粋)

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）抄

（市町村委員会の内申）

- 第三十八条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員に採用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - 一 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する場合における当該教育委員会を共同設置する他の市町村を含む。以下この号において同じ。）における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合
 - 二 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合
 - 3 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があった県費負担教職員について第一項又は前項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

（校長の所属教職員の進退に関する意見の申出）

- 第三十九条 市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

関係文献(抜粋)

●第四次新訂【逐条解説】「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(木田宏著 教育行政研究会編著 第一法規出版)

- 第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
 - 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
 - 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるることができる。
 - 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市区町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
 - 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
 - 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
 - 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

一 本条は、公立学校の管理運営の改善を図るため、教育委員会が、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、保護者や地域住民等により構成される学校運営協議会を設置できること及び学校運営協議会の委員、権限等について、平成一六年の本法改正により新たに規定したものである。近年、時代の変化に応じて、保護者や地域住民等から、学校教育に対する多様かつ高度な要請や、開かれた学校運営を求める声が寄せられるようになっており、学校運営協議会は、このような要請に応え、公立学校への信頼を更に高めていくため、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に直接参画する方策の一つとして導入されたものである。

二 第一項は、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、所管する学校の中から指定した学校に学校運営協議会を置くことができることを規定している。学校運営協議会は、地域の実情や学校の状況を踏まえ、その学校の地域住民や当該学校に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者の意向を直接的に学校運営に反映させるか否かについて、設置者である教育委員会が所管の学校ごとに判断を行い、特定の学校を指定して設置することとしたものである。また、学校運営協議会は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園に置くことができる。

学校運営協議会は、教育委員会の管理権限の下、学校管理規則等に基づき、学校の責任者である校長が日常的な学校運営を実施する現行の公立学校の管理運営制度を前提として、校長の管理運営及び教育委員会の任命権の行使上の手続に関与する機関であることから、地方自治法上の附属機関¹にとどまらず、当該学校の運営について一定の範囲で法的な権限を有する教育委員会の下部組織たる合議制の機関として、教育委員会がその責任において設置するものである。

なお、学校運営協議会を設置する学校については、各教育委員会の判断で「コミュニティ・スクール」等と、適宜名称を付することも可能である。

三 第二項は、学校運営協議会が、一定の権限が付与される機関であることから、その委員については、設置者である教育委員会の責任において人選が行われ、任命するものと規定している。委員は、地方公務員法上の特別職の公務員として身分を有することとなる(地公法三三)。また、その委員は、学校が所在する地域の住民、学校に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者としており、地域の具体的な範囲については、学校運営の改善を図るために協力を得る必要がある地域はどの範囲かという観点から、学校の設置者が判断すべきものであるが、基本的には、各学校の通学区程度程度の範囲が想定される。なお、「その他教育委員会が必要と認める者」としては、校長、教職員、学識経験者、関係機関の職員等が想定されるが、学校運営協議会は学校の管理運営に一定の権限をもって関与する機関であるため、委員として当該学校の児童生徒を参画させることは想定されていない。

前述のとおり、委員は、特別職の地方公務員の身分を有することから、地方公務員法上の守秘義務(地公法三四条)は課されないが、委員は、協議などを通じ児童生徒や職員等に関する個人的な情報を職務上知り得る可能性があることから、教育委員会規則において守秘義務を定めるなど適切な対応が必要である。また、委員に対しては、各地方公共団体の条例に基づき、報酬や交通費等の実費が支弁される。

四 学校運営協議会の権限

(一) 校長の作成する学校運営の基本方針の承認(必須)

第三項は、校長は、学校の運営に関して基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならないことを規定している。これは、学校運営協議会を通じ、保護者や地域住民等が、校長と共に学校運営に責任を負うとともに、校長が作成する学校運営の基本方針に保護者や地域住民等の意向を反映させることを目的としている。基本的な方針において定めるものは、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項であり、教育課程の編成以外の事項としては、施設管理、組織編成、施設・設備等の整備、予算執行等に関する事項が考えられるが、具体的には、地域や学校の実態等に応じて教育委員会規則において定めることとなる。校長は、承認された学校運営に関する基本的な方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うことが求められる。ただし、校長は、個々の具体的な権限の行使の在り方や内容について、学校運営協議会の指示や承認を受けるものではない。

(二) 学校運営に関する教育委員会又は校長に対する意見(任意)

第四項は、学校運営協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることを規定している。これは、学校運営協議会が、学校運営に関して協議する機関として設置されるものであることから、基本的な方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、広く保護者や地域住民等の意見を反映させる観点から意見を申し出ることができる旨を明確にしたものである。意見の内容としては、学校管理規則の見直しや学校の裁量拡大、教育課程やその実施状況等についての意見が想定される。

(三) 教職員の任用に関する教育委員会に対する意見（任意）

第五項は、学校運営協議会は、学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員²の任命権者に対して意見を述べることを規定している。学校運営協議会の意見は、当該学校の運営の基本的な方針を踏まえて実現しようとする教育目標、内容等に適った教職員の配置を求める観点からなされるものである。一方、「採用その他の任用³」とは、採用、昇任、転任であり、分限（免職、休職、降任、降給）、懲戒（免職、停職、減給、戒告）、勤務条件（給与、勤務時間の決定）は意見の対象とならない。

学校運営協議会を設置する学校であっても、市町村教育委員会の内申権、校長の意見具申権に変更は生じないため、学校運営協議会の意見の有無や内容にかかわらず、校長は意見具申を行うことが可能であり、都道府県教育委員会も、市町村教育委員会の内申をまって任命を行う必要がある。その際、市町村教育委員会は、内申の内容について、学校運営協議会の意見の内容との調整に留意する必要がある。また、県費負担教職員に関する学校運営協議会の意見については、市町村教育委員会を經由して都道府県教育委員会に提出される必要がある。これは、設置者としてその内容を了知しておく必要があるためであり、市町村教育委員会においてその内容が変更されるものではない。

第六項は、任命権者は、職員の任用に当たり、学校運営協議会が述べた意見を尊重⁴するものとするを規定している。学校運営協議会の意見は、任命権者の任命権の行使を拘束するものではなく、任命権者は、最終的には自らの権限と責任において任命権を行使することとなるが、任命権者においては、学校運営協議会の意見を尊重し、その内容を実現するよう努める必要がある。

五 第七項は、学校運営協議会の活動により当該学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合、教育委員会は、指定を取り消し、教育活動の円滑な実施が損なわれないようにしなければならないことを規定している。指定の取り消し事由としては、①委員同士の意見が対立して学校運営協議会として意思形成が行えない場合、②学校運営協議会としての活動の実態が認められない場合、③校長と学校運営協議会の方針が著しく対立し、結果として学校の円滑な運営に支障が生じている場合、④一部ないし全部の委員による偏った運営がなされていると認められる場合等が想定されるが、教育委員会規則によりあらかじめ取消し事由を具体的に定めておくことが望まれる。教育委員会は、学校運営協議会の運営の状況について把握に努めるとともに、必要に応じて学校運営協議会及び校長に対して指導、助言を行うなど、学校運営協議会の円滑な運営の確保に努める必要がある。

六 第八項は、学校運営協議会の運営に関する事項については、教育委員会規則において定めることを規定している。このように制度の運用に関わる大部分を教育委員会規則に委ねているのは、地域の実態や学校の実情等も踏まえ、各教育委員会の判断で柔軟に運用することを可能とするためである。各教育委員会は、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しつつ、学校運営協議会の運営に関する事項について責任をもって定めるとともに、その内容について広報、周知に努める必要がある。

七 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二三年法律三七号）により、市町村教育委員会の所管に属する学校について学校運営協議会を置く学校の指定に当たって、都道府県教育委員会との事前協議を義務付けていた第九項が削除された。

<注解>

- 1 地方公共団体の教育委員会などの執行機関は、法律又は条例で定めるところにより、「附属機関」として、その担任する事務について調停、審査、審議、調査を行うための機関を置くことができるとされている（自治法一三八の四三）。
- 2 「職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員その他当該学校の職員がすべて含まれる。
- 3 地方公務員の任用の方法については、地方公務員法上、採用、昇任、降任、転任の四種が規定されている（地公法一七条）が、このうち降任については、法律で定める場合でなければ職員の意に反して行うことができない分限処分（同法二七条、二八条）であり、意見の対象とはならない。
- 4 内申については、都道府県教育委員会において尊重することが現行法文上は明記されていない（法三八条）。これは、内申が都道府県と市町村の相互の協力により県費負担教職員の人事の円滑な実施を行うためのものであることから、本来的に都道府県教育委員会においてはこれを尊重することが当然に予定されているものである。また、原則としては内申を得ずに任命権は行使できないこととされていると考えられるからである。学校運営協議会の意見は、内申と異なり、都道府県教育委員会に対して一方的に述べられるものであり、都道府県教育委員会において適切に考慮されるべきことを明らかにするために、「意見を尊重する」ことを法文上規定したものである。

関係通知(抜粋)

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行について」（平成16年6月24日 文部科学事務次官通知）

このたび、別添のとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が平成一六年六月九日法律第九一号をもって公布され、平成一六年九月九日から施行されることとなりました。

今回の改正は、中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」（平成一六年三月）、「教育改革国民会議報告－教育を変える一七の提案－」（平成一二年一二月）及び総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第三次答申」（平成一五年一二月）等を踏まえ、公立学校の管理運営の改善を図るため、教育委員会が、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、地域の住民、保護者等により構成される学校運営協議会を設置できるようにすることを目的として行うものである。

今回の改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、地域の実情に応じて適切な取組を進めていただくよう願います。

また、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び市町村長に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

記

第一 改正の趣旨

公立学校の運営についての地域の住民や保護者等の意向等が多様化、高度化している状況に的確に対応し、公立学校教育に対する国民の信頼にこたえていくためには、地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させる仕組みの導入が必要である。このため、校長と地域の住民、保護者等が、共同して地域づくりを行うとともに、より透明で開かれた学校運営を進め、地域に信頼される学校づくりを実現する観点から、各教育委員会の判断により、地域の住民や保護者等が一定の権限を持って学校運営に参画する合議制の機関として学校運営協議会を設置することを可能とするものであること。

なお、各教育委員会においては、地域や学校の実態や要望を十分に踏まえ、今回の学校運営協議会の導入を含め、所管に属する公立学校の管理運営の改善に引き続き取り組むとともに、学校運営協議会制度の趣旨、内容等について、地域の住民や保護者等に対して十分な広報、周知に努める必要があること。

第二 改正法の概要

- 1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該学校ごとに、学校運営協議会を置くことができるものとし、その委員については、教育委員会が任命するものとしたこと。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第四七の五第一項、第二項）
- 2 当該学校の校長は、当該学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならないこととしたこと。また、学校運営協議会は、当該学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができることとしたこと。（法第四七条の五第三項、第四項）
- 3 学校運営協議会は、当該学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができることとし、任命権者は、当該職員の任用に当たっては、その意見を尊重するものとしたこと。（法第四七条の五第五項、第六項）
- 4 教育委員会は、当該学校の運営に現に著しい支障が生じていると認められる場合等は、指定を取り消さなければならないこととしたこと。（法第四七条の五第七項）

- 5 学校の指定の手続等学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定めるものとしたこと。（法第四七条の五第八項）
- 6 （略）
- 7 改正法は、公布の日（平成一六年六月九日）から起算して三月を経過した日（平成一六年九月九日）から施行することとしたこと。

第三 留意事項

1 第一項関係（学校運営協議会の設置）

今回の学校運営協議会は、地域に信頼される学校づくりを実現するため、学校運営の在り方の選択肢を拡大するものであり、学校の指定については、学校の管理運営の最終的な責任を有する教育委員会の責任において判断されるものであること。

その際、各教育委員会は、地域の特色や学校の実態を踏まえつつ、地域の住民や保護者の要望を的確に反映して指定を行う必要があること。

なお、学校運営協議会は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校（注：当時）及び幼稚園について設置されるものであること。

2 第二項関係（学校運営協議会の委員）

（1）学校運営協議会は、学校運営及び任命権者の任命権の行使の手續に関与する一定の権限が付与される機関であることから、その委員については、設置者である教育委員会の責任において人選が行われ、任命されるものであること。その際、幅広く適任者を募る観点から、例えば、公募制の活用等選考方法を工夫するとともに、地域の住民や保護者等へ広報、周知に努めること。

なお、地域の住民、保護者以外の委員については、学校運営協議会が設置される学校の校長、教職員、学識経験者、関係機関の職員等が想定されること。

（2）委員については、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しつつ、適切な人材を幅広く求めて任命するとともに、学校運営協議会において合議体として適切な意思形成が行われるよう、研修等を通じ、委員が学校運営協議会の役割や責任について正しい理解を得るよう努めること。

（3）学校運営協議会の委員は、特別職の地方公務員の身分を有することになるものであること。なお、委員については、児童生徒や職員等に関する個人的な情報を職務上知り得る可能性があることから、教育委員会規則において守秘義務を定めるなどの適切な対応が必要であること。

3 第三項関係（学校運営に関する基本的な方針の承認）

（1）学校運営協議会が行う承認は、学校運営協議会を通じ、地域の住民や保護者等が、校長と共に学校運営に責任を負う観点から、校長が作成する学校運営の基本方針に地域の住民や保護者等の意向を反映させる観点から行われるものであること。

（2）校長は、承認された学校運営に関する基本的な方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うものであること。

（3）教育課程の編成以外の学校運営に関する基本的な方針の対象となる事項としては、一般的には、施設管理、組織編成、施設・設備等の整備、予算執行等に関する事項が考えられるが、具体的には、地域や学校の実態等に応じて教育委員会規則において定めるものであること。

4 第四項関係（運営に関する意見の申し出）

学校運営協議会は、学校運営に関して協議する機関として設置されるものであることから、基本的な方針の承認に止まらず、当該学校の運営全般について、広く地域の住民や保護者等の意見を反映させる観点から、教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができる旨を明確にしたものであること。

5 第五項関係（教職員の任用に関する意見）

- (1) 地域に開かれ、信頼される学校づくりの観点から地域の住民や保護者等の学校運営に関する要望について、より一層の反映が図られるよう、当該学校の教職員人事について、地域の住民や保護者等が学校運営協議会を通じて直接任命権者に意見を述べられることとしたこと。
- (2) 本項の対象となる「職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、学校栄養職員及び事務職員その他当該学校の職員がすべて含まれること。
- (3) 本項に基づく学校運営協議会の意見は、当該学校の運営の基本的な方針を踏まえて実現しようとする教育目標、内容等に合った教職員の配置を求める観点からなされるものであり、一般的、抽象的な意見及び特定の職員についての具体的な意見のいずれについても述べることができること。また、「採用その他の任用」とは、採用、転任、昇任に関する事項であり、分限処分、懲戒処分などについては本項に基づく意見の対象とはならないこと。
- (4) 校長、教育委員会においては、学校運営協議会が本項に基づく意見を述べようとするに当たって、適切な意思形成を行えるよう十分な情報提供に努めること。
- (5) 学校運営協議会を設置する学校に関しても、市町村教育委員会の内申権、校長の意見具申権には変更が生じないものであること。したがって、学校運営協議会の意見の有無や内容にかかわらず、校長は意見具申を行うことが可能であるとともに、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまって任命を行う必要があること。その際、市町村教育委員会は、内申の内容について、学校運営協議会の意見の内容との調整に留意すること。
- (6) 県費負担教職員に関する学校運営協議会の意見については、設置者としてその内容を了知しておく必要があることから、手続上、市町村教育委員会を經由して都道府県教育委員会に提出されるものであり、市町村教育委員会においてその内容が変更されるものではないこと。

6 第六項関係（任命権者における意見の尊重）

- (1) 学校運営協議会の意見は、任命権者の任命権の行使を拘束するものではなく、任命権者は、最終的には自らの権限と責任において任命権を行使するものであるが、任命権者においては、学校運営協議会の意見を尊重し、合理的な理由がない限り、その内容を実現するよう努める必要があること。
- (2) なお、第五項に基づく学校運営協議会の意見と異なる内容の任命権の行使を行う場合には、その理由を明らかにするなど説明責任を果たす必要があること。

7 第七項関係（指定の取消し）

- (1) 学校運営協議会の活動により当該学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、教育委員会は、指定を取り消し、教育活動の円滑な実施が損なわれないようにしなければならないこと。なお、指定の取消しを行う必要がある場合として、学校運営協議会として意思形成が行えない場合等が想定されるが、取消し事由については、あらかじめできる限り具体的に定めておくことが望ましいこと。

- (2) 教育委員会は、学校運営協議会の運営の状況についての確かな把握に努めるとともに、必要に応じて学校運営協議会及び校長に対して指導、助言を行うなど、学校運営協議会の円滑な運営の確保に努めること。

8 第八項関係（諸手続に関する教育委員会規則の定め）

学校運営協議会の運営に関する事項については、地域の実態や学校の実情なども踏まえ、各教育委員会の判断で柔軟な運用が可能となるよう、教育委員会規則において定めることとしているものであり、各教育委員会は、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しつつ、責任をもって定めるとともに、その内容について広報、周知に努めること。

- (1) 「指定及び指定の取消しの手続並びに指定の期間」
指定及びその指定の取消しの手続については、地域の住民や保護者の意向等を適切に反映したものとするとともに、その基準等についてあらかじめ定めておくことが望ましいこと。具体的には、学校の指定の際、あらかじめ当該地域の住民や保護者から意向を聴取することなどが考えられること。
また、指定の期間ごとに学校運営協議会の活動状況や当該学校の運営状況等を確認、評価し、当該学校の運営の改善を進める必要があること。
- (2) 「学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期」
学校運営協議会の委員については、委員の構成、人数、選考方法等も含め、任免に当たっての必要な規定を整備する必要があること。また、任期ごとにその活動状況を把握し、適任者の任命に努めること。
- (3) 「学校運営協議会の議事の手続」
学校運営協議会は、合議制の機関として意思決定を行うものであり、開催の手続、議長を選出、議決方法などについてあらかじめ規定することが必要であること。
- (4) 「その他必要な事項について」
その他教育委員会規則で定めることが必要な事項としては、守秘義務等委員の服務に関する事項、学校運営協議会の運営の評価に関する事項などが考えられること。

9 (略)

10 その他

- (1) 学校の裁量拡大
各教育委員会は、学校運営協議会を設置する学校について、学校運営の基本的な方針に沿って、特色ある学校づくりを進める観点から、校長裁量予算の導入や拡充、教育委員会への届出、承認事項の縮減等、学校の裁量の拡大に積極的に取り組む必要があること。また、その他の学校についても、同様に学校裁量の拡大に努めること。
- (2) 学校評議員との関係
学校評議員は、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を個人として述べるものであるのに対し、学校運営協議会は、学校運営、教職員人事について関与する一定の権限を有する合議制の機関であるなど、その役割が異なるものであることから、その設置については、教育委員会が学校の状況や地域の実情に応じて適切に判断されるものであること。

(3) 点検、評価等

学校運営協議会を置く学校については、学校運営協議会においても学校の運営状況等について評価を行うなど、十分な自己点検・評価に取り組むとともに、学校運営協議会の運営の状況や協議の内容等も含め、地域の住民や保護者に対する情報公開について一層の取組を進める必要があること。

また、教育委員会としても学校運営協議会を含めた学校の運営状況等について定期的な点検・評価を行い、その際、第三者評価について積極的に取り組む必要があること。さらに、それらの点検・評価結果について、保護者等に対する情報公開を徹底する必要があること。

(4) 学校の名称

学校運営協議会を設置する学校については、各教育委員会の判断で「地域運営学校」、「コミュニティー・スクール」等と、適宜名称を付することも可能であること。

(5) 児童、生徒の意見

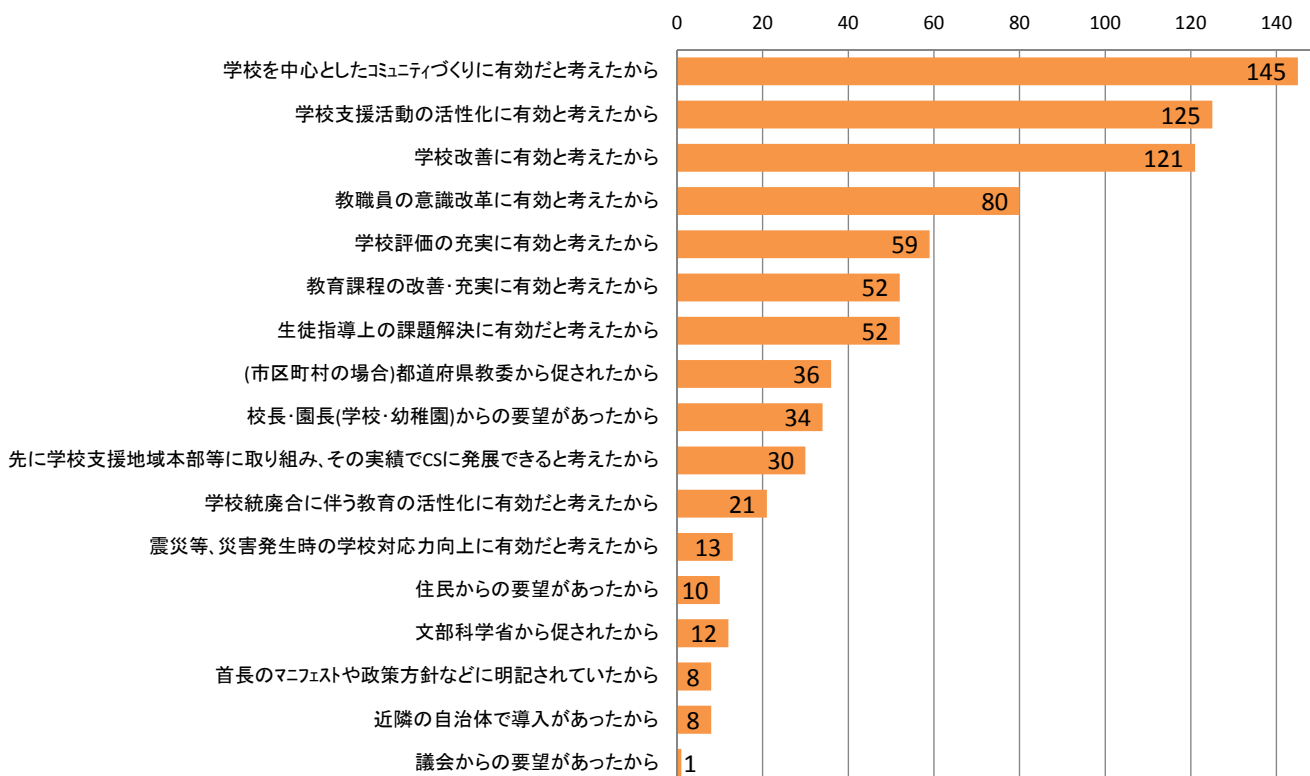
学校運営協議会において必要と認める場合には、児童、生徒の発達段階に配慮しつつ、当該学校の児童、生徒に意見を述べる機会を与えるなどの工夫を行うことも差し支えないこと。

(以下略)

これからのコミュニティ・スクールの在り方に関する 参考資料

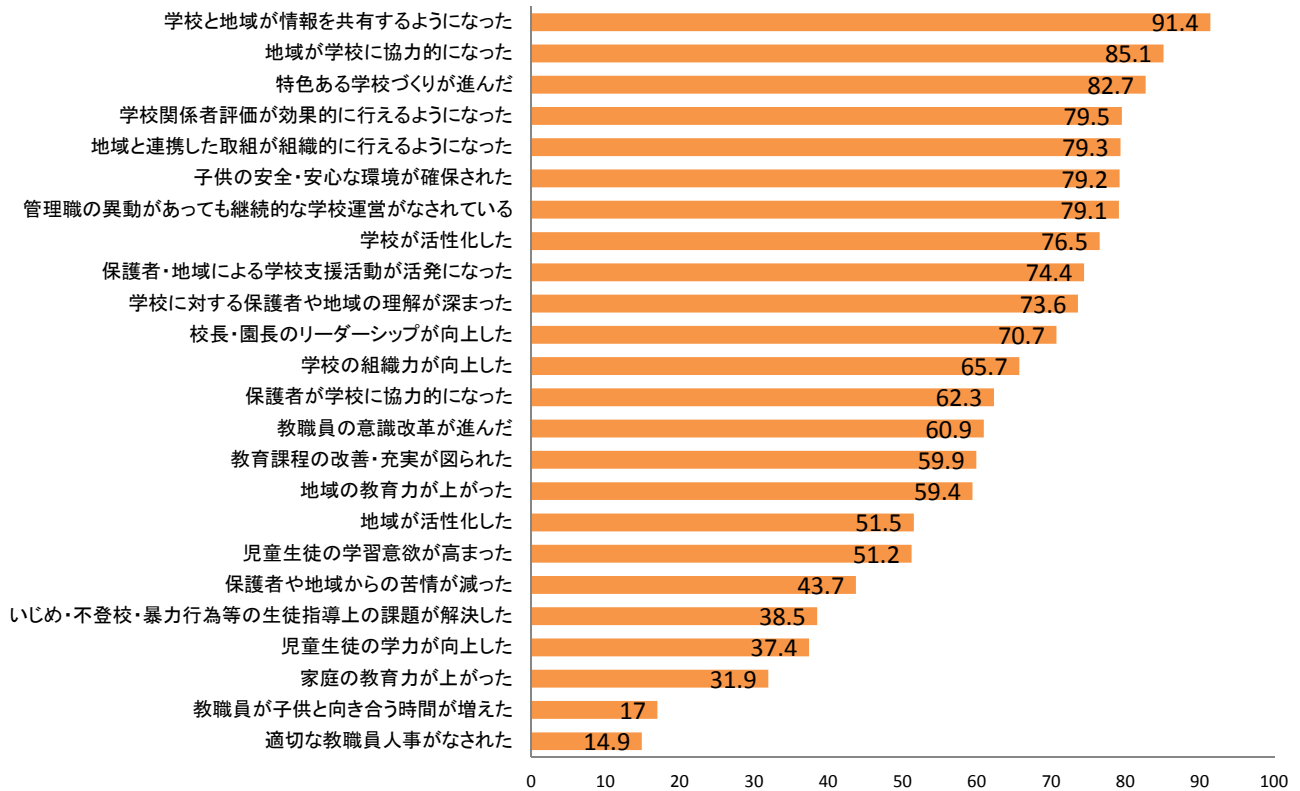
コミュニティ・スクール指定の理由（教育委員会調査）

※グラフ中の数値は回答数。



コミュニティ・スクールの成果（校長意識調査）

※グラフ中の数値は回答割合。



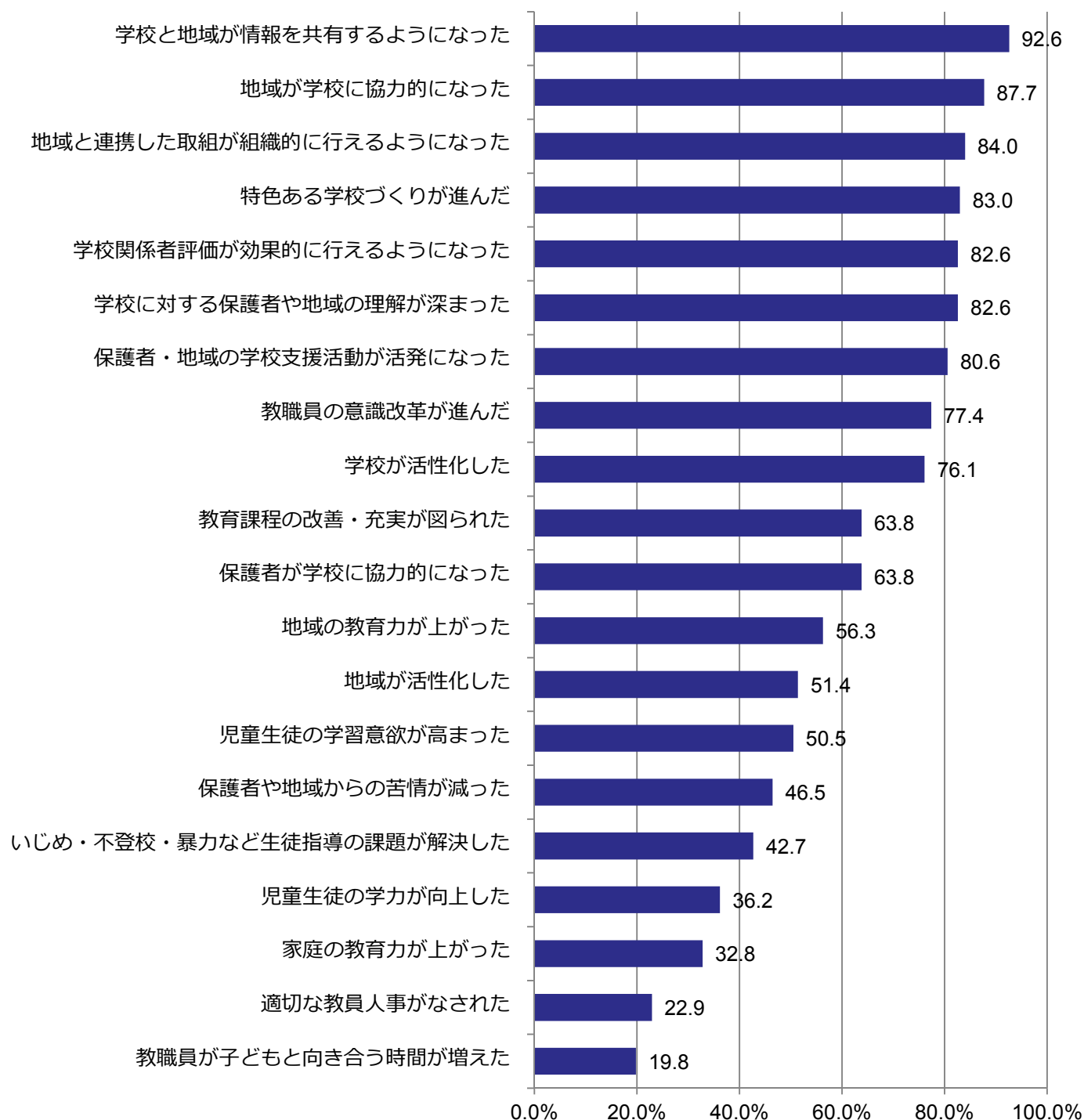
出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

文部科学省委託調査研究結果

コミュニティ・スクールの成果認識(指定校)

【23年度調査】

※「当てはまる」「ある程度当てはまる」の合計



文部科学省委託調査研究結果

指定前後の課題に対する認識の変化

【25年度調査】

○課題認識は、指定によって一定程度解消されている。

■ 指定前：コミュニティ・スクールに指定される以前は、

どのようなことを課題視していましたか

▨ 指定後：コミュニティ・スクールに指定された現在、

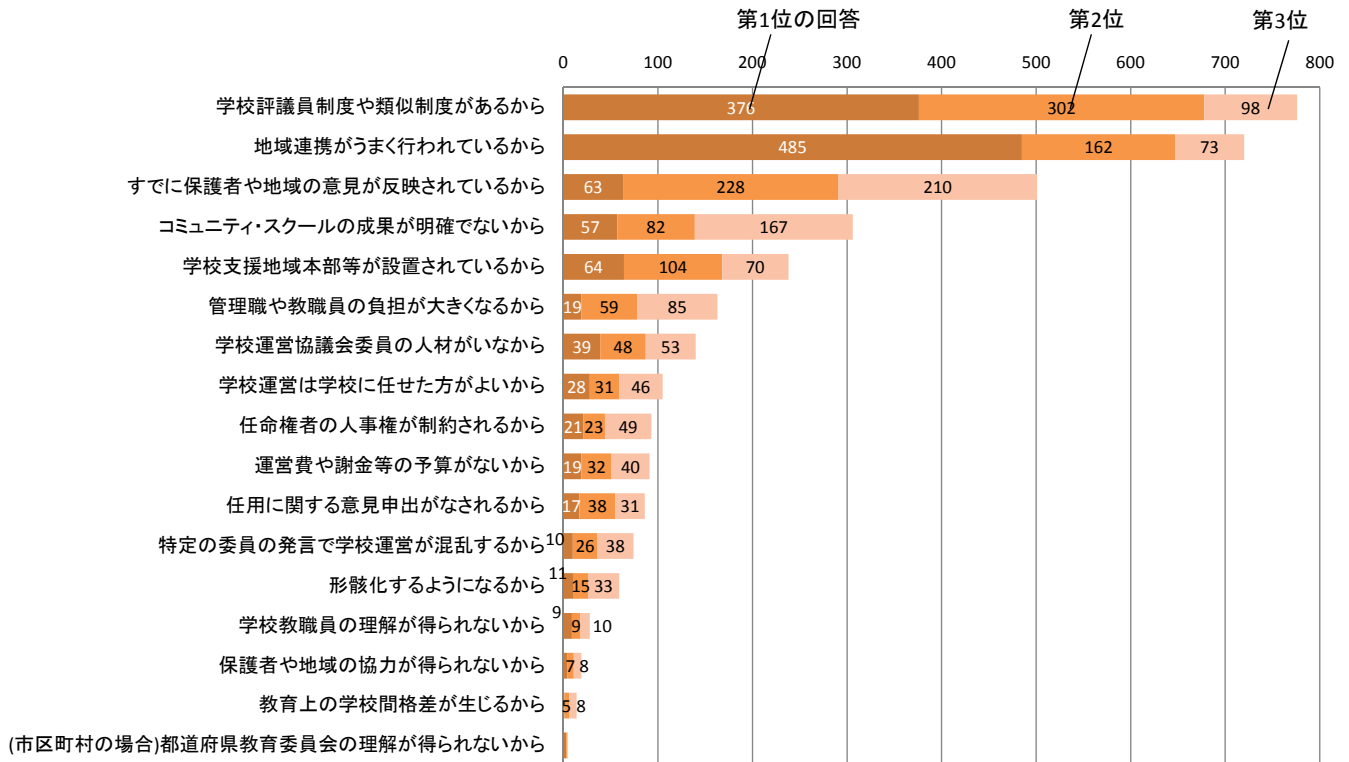
どのようなことが実際の課題になりましたか

※「当てはまる」「ある程度当てはまる」の合計



コミュニティ・スクール未指定の理由（教育委員会調査）

※グラフ中の数値は回答数。
5未満は数値を記載していない。



出典「コミュニティ・スクールの実態と教育委員会の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

コミュニティ・スクール未指定校の現状認識（校長意識調査）

※数値は回答の割合。
(とても当てはまる、少し当てはまるの合計)



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校運営協議会の制度上の機能の意義と成果について

機能① 校長が作成する学校運営の基本方針の承認

【意義】

- 学校と家庭・地域の三者において育てたい子供像や目指す学校像を共有し、三者が協働して教育の充実に取り組むための**目的意識や当事者意識の向上**につながる
- **地域の人々や保護者等の意向を反映**するという観点から重要な意義を持つ

※「コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて」(平成27年3月 コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議)より

【成果】

- ◎ 計画の段階から**地域の人々や保護者等の参画を得た学校運営**ができる
- ◎ 地域が学校に対して**肯定的に見る**ようになる
- ◎ 校長の異動があっても**継続的な学校運営**が図られる
- ◎ **説明責任の意識**が定着した

機能② 学校運営に関する意見の申出

【意義】

- 学校の教育活動に対し様々な角度や多様な見方からの意見をもらうことで、**教育活動や地域連携に関する点検や見直し**を図ることができる
- 教職員や保護者・地域の人々の**コミュニティ・スクールに対する意識づくり**につながる

【成果】

- ◎ 教職員の学校運営への**改善意識**が高まる
- ◎ 改善に向けて**地域の人々等が学校を支援する取組**につながっている
- ◎ 風通しのよい学校運営、**学校・家庭・地域の信頼関係**の構築につながっている

機能③ 教職員の任用に関する意見の申出

【意義】

- 学校運営の基本方針を踏まえて、実現しようとする**教育目標・内容等**に合った**教職員の配置**を得ることが必要であるとの趣旨から、教職員の任用についても**地域の人々や保護者等の意向が任命権者に直接的に反映**されるようにする
- **地域に開かれ信頼される学校**の実現の観点から意義がある

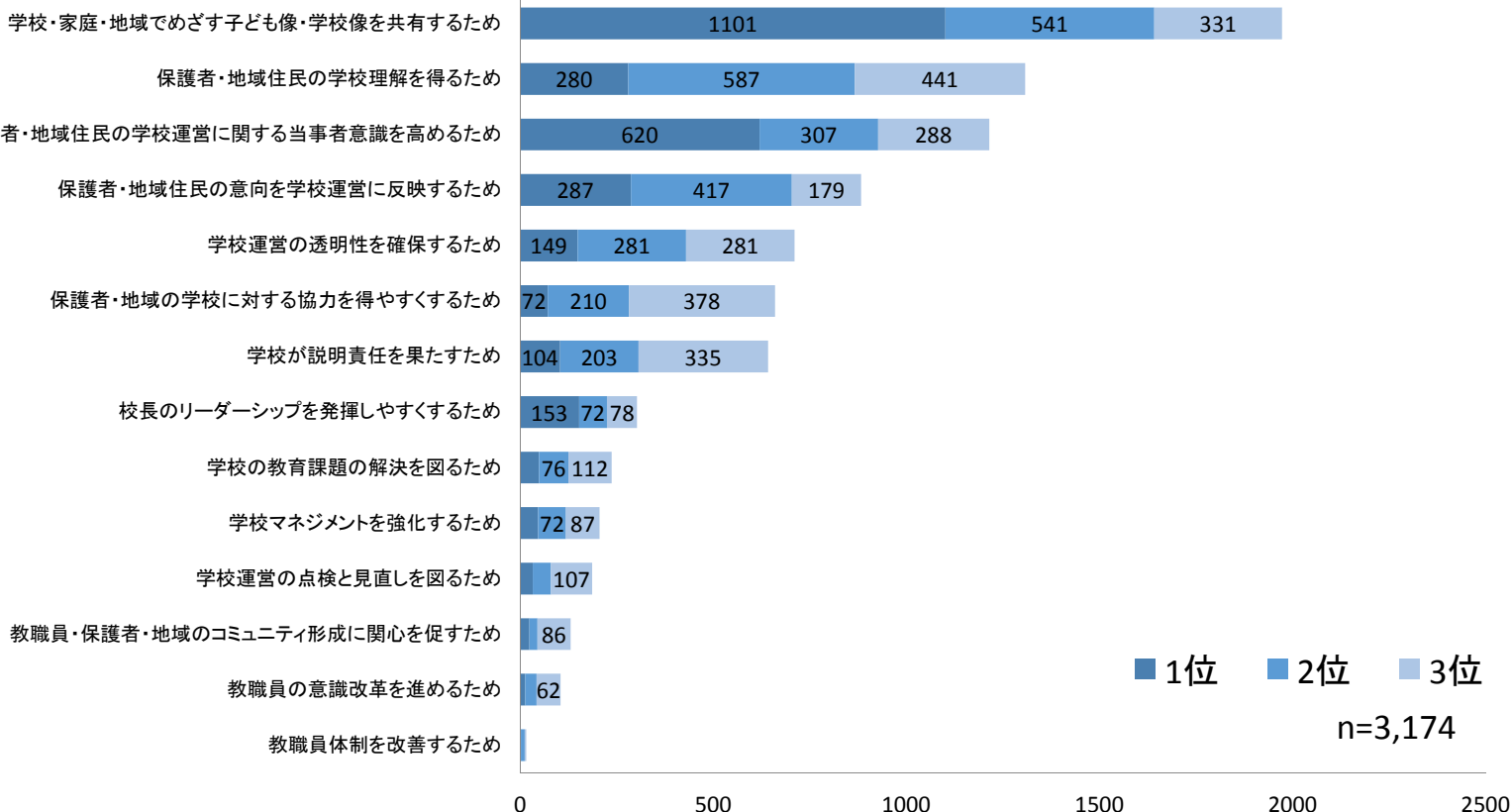
【成果】

- ◎ 地域の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点での意見が述べられており、**学校にとって応援となる存在**になっている(例:地域との連携による学校づくりにマネジメント力を発揮する校長の留任、社会教育主事有資格者の教員の配置、ミドルリーダーの強化)
- ◎ 学校運営協議会の思いが教育委員会に伝わり、**教育委員会との協働**が進みやすい

学校運営協議会の権限の意義についての認識 (校長意識調査)

○ 基本方針の承認の意義

※グラフ中の数値は回答数。
50未満は数値を記載していない。

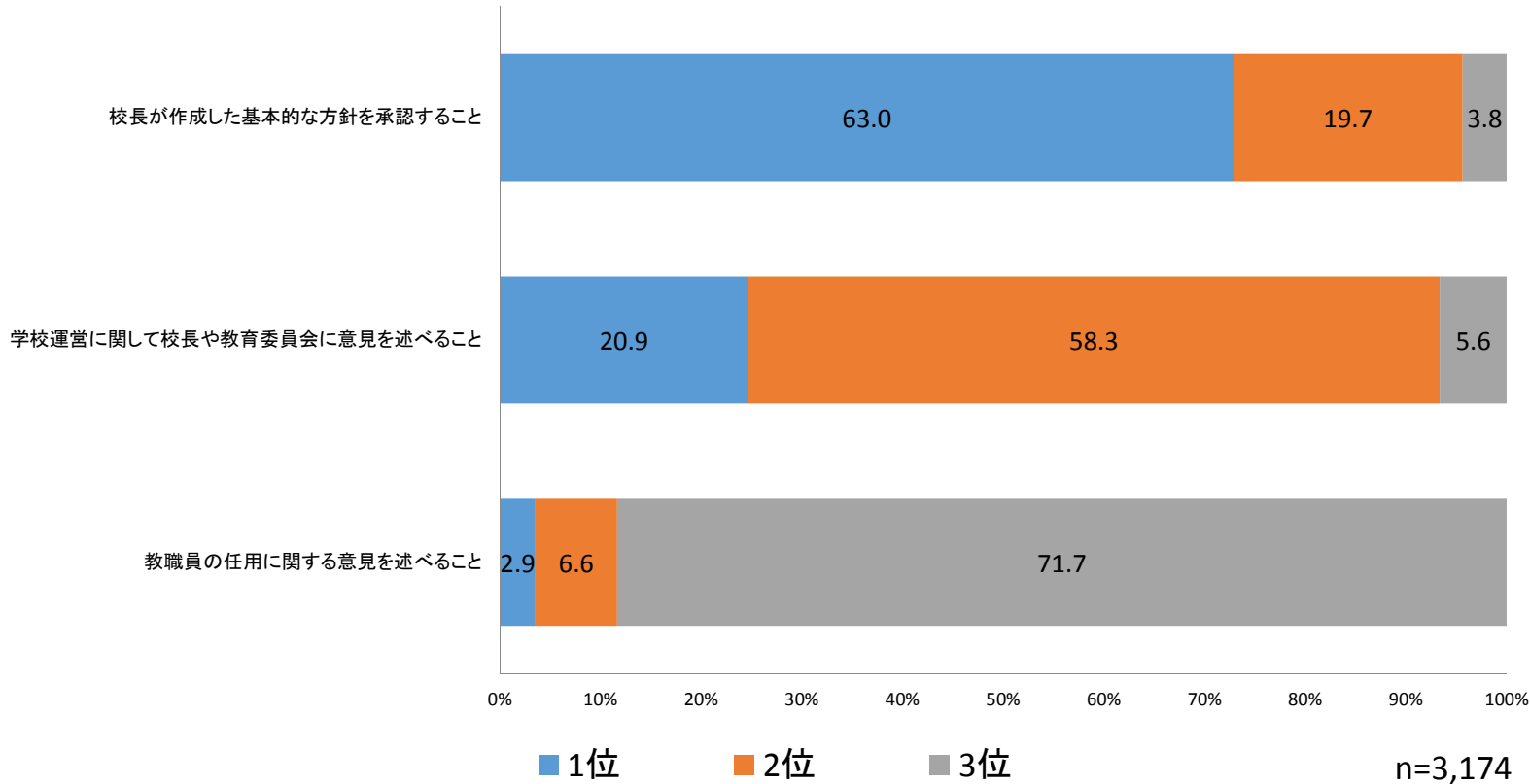


出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校運営協議会の権限についての認識（校長意識調査）

※ グラフ中の数値は回答割合。

○ 学校運営協議会に与えられている権限のうち、特に大切だと考えるもの

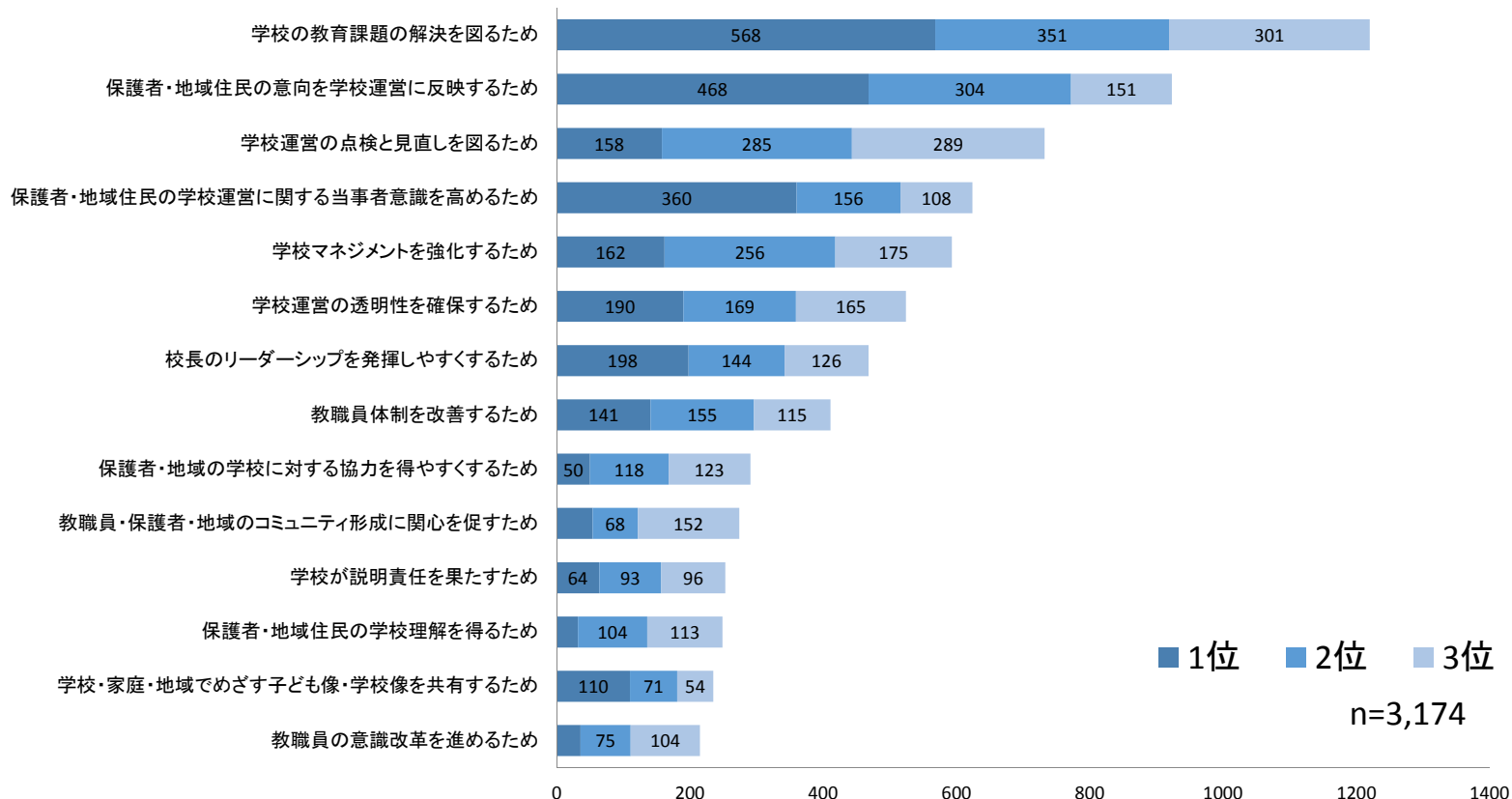


出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校運営協議会の権限の意義についての認識（校長意識調査）

○ 学校運営に関する教育委員会に対する意見の意義

※グラフ中の数値は回答数。
50未満は数値を記載していない。

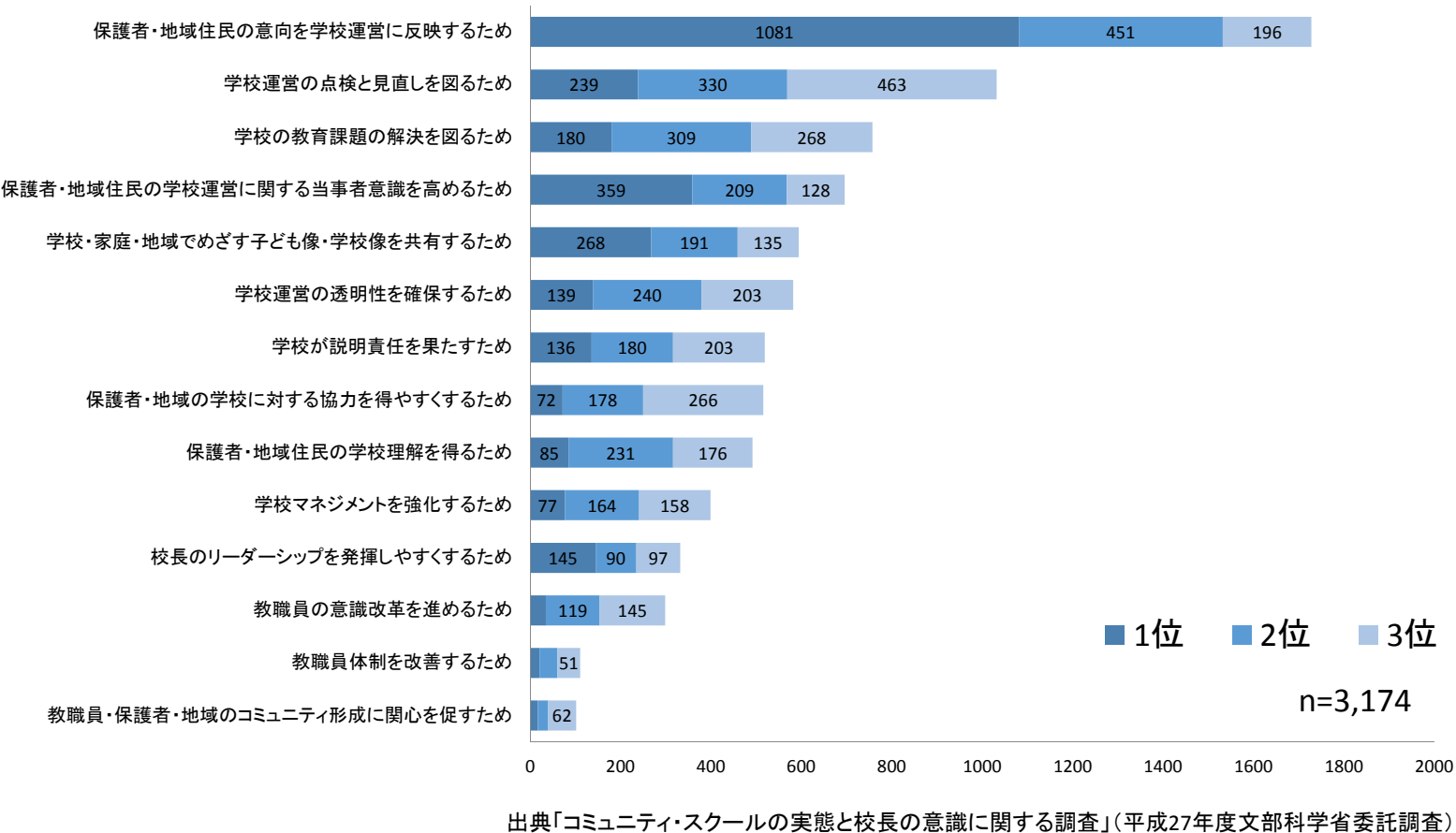


出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校運営協議会の権限の意義についての認識（校長意識調査）

○ 学校運営に関する校長に対する意見の意義

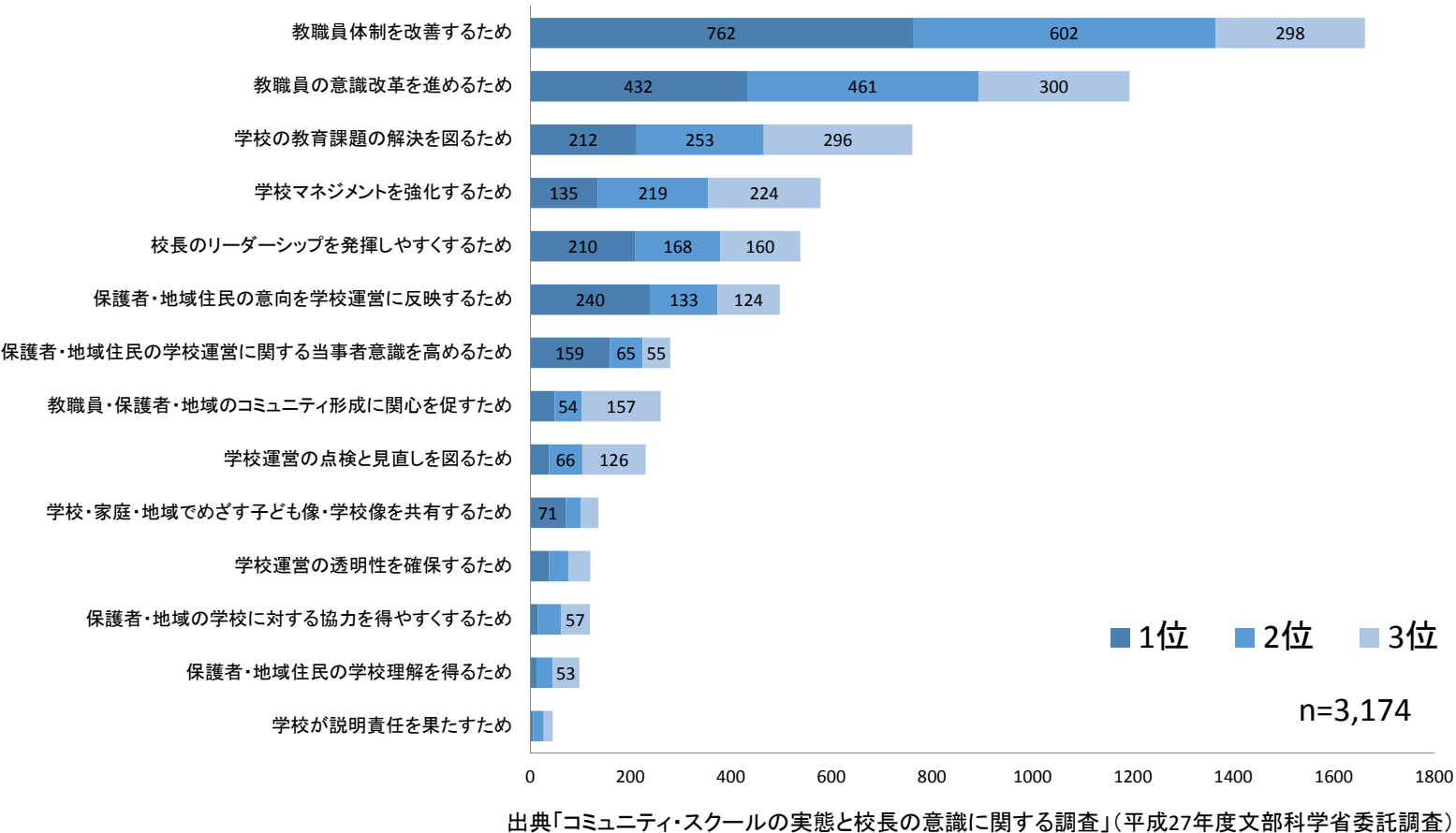
※グラフ中の数値は回答数。
50未満は数値を記載していない。



学校運営協議会の権限の意義についての認識（校長意識調査）

○ 教職員の任用に関する意見の意義

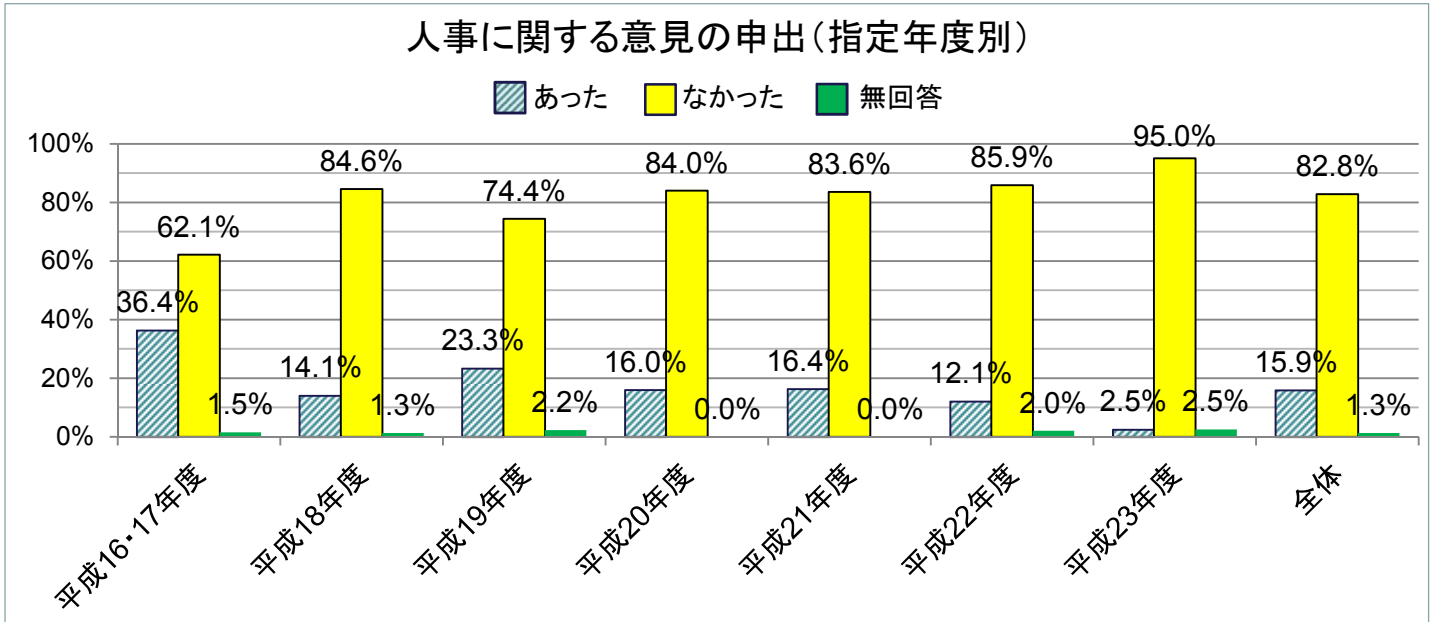
※グラフ中の数値は回答数。
50未満は数値を記載していない。



文部科学省委託調査研究結果

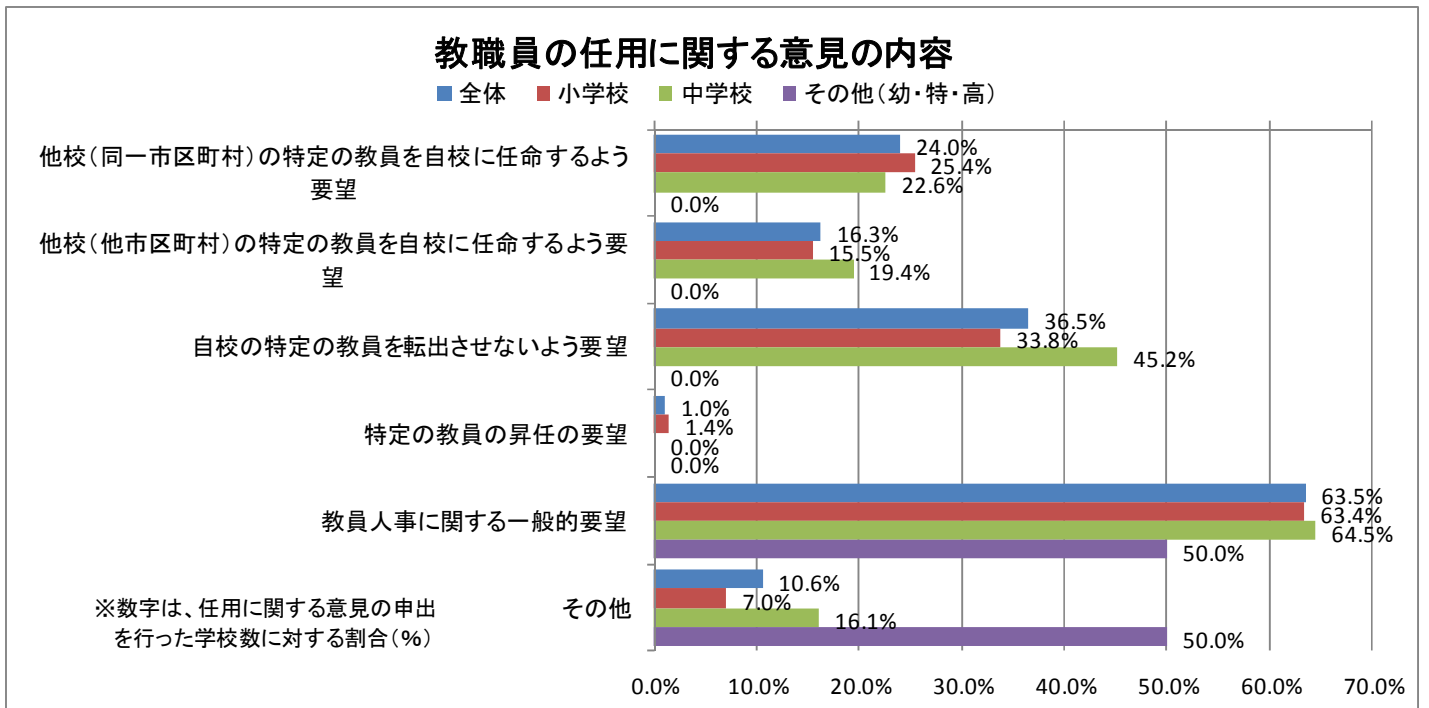
教職員の任用に関する意見の実態

教職員の任用に関する意見があったコミュニティ・スクールは全体の約16%



「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書」
(平成26年3月、日本大学文理学部)より

教職員の任用に関する意見は、教員人事に関する一般的要望が6割を超える。



例1) 地域との連携による学校づくりにマネジメント力を発揮する校長の留任を要望し、実現。

例2) ミドルリーダーを強化したいという意見を提出し、がおおむね実現。

例3) 社会教育主事資格を有する教員の配置を要望し、実現。

「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書」
(平成26年3月、日本大学文理学部)より

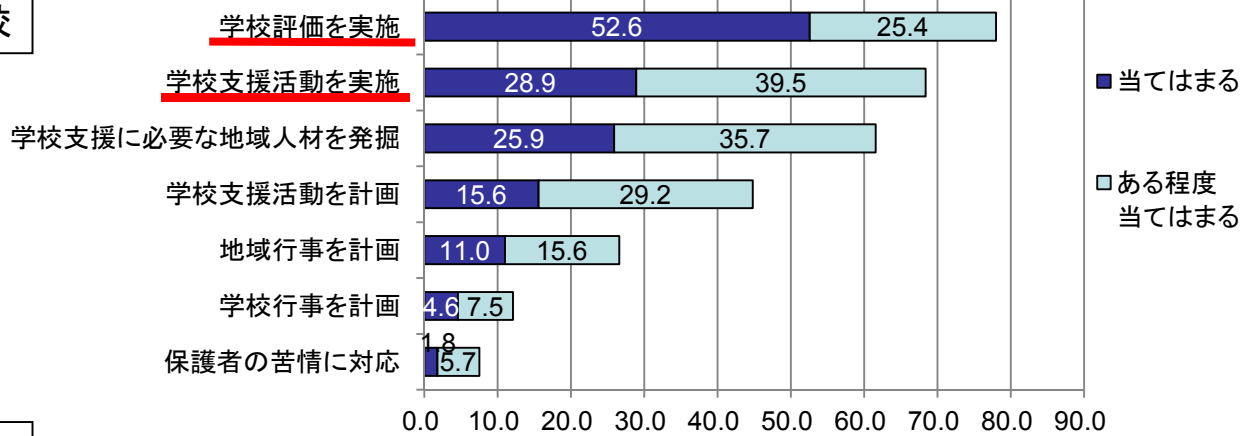
文部科学省委託調査研究結果

学校運営協議会法定外(権限外)活動

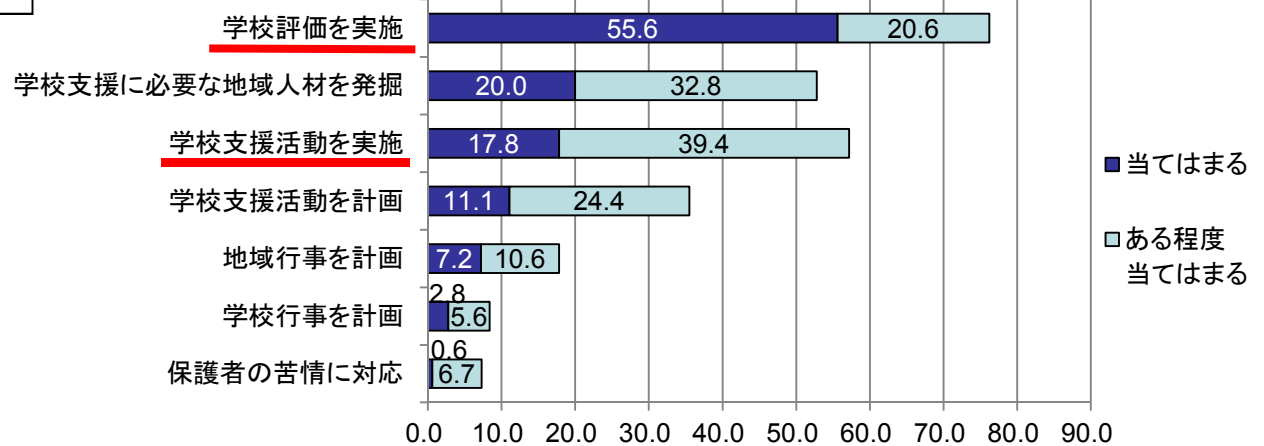
【23年度調査】

○学校支援活動を実施している割合が約7割、学校評価を実施している割合が約8割

小学校



中学校



学校運営協議会法定外(権限外)活動と成果認識の関係性

【23年度調査】

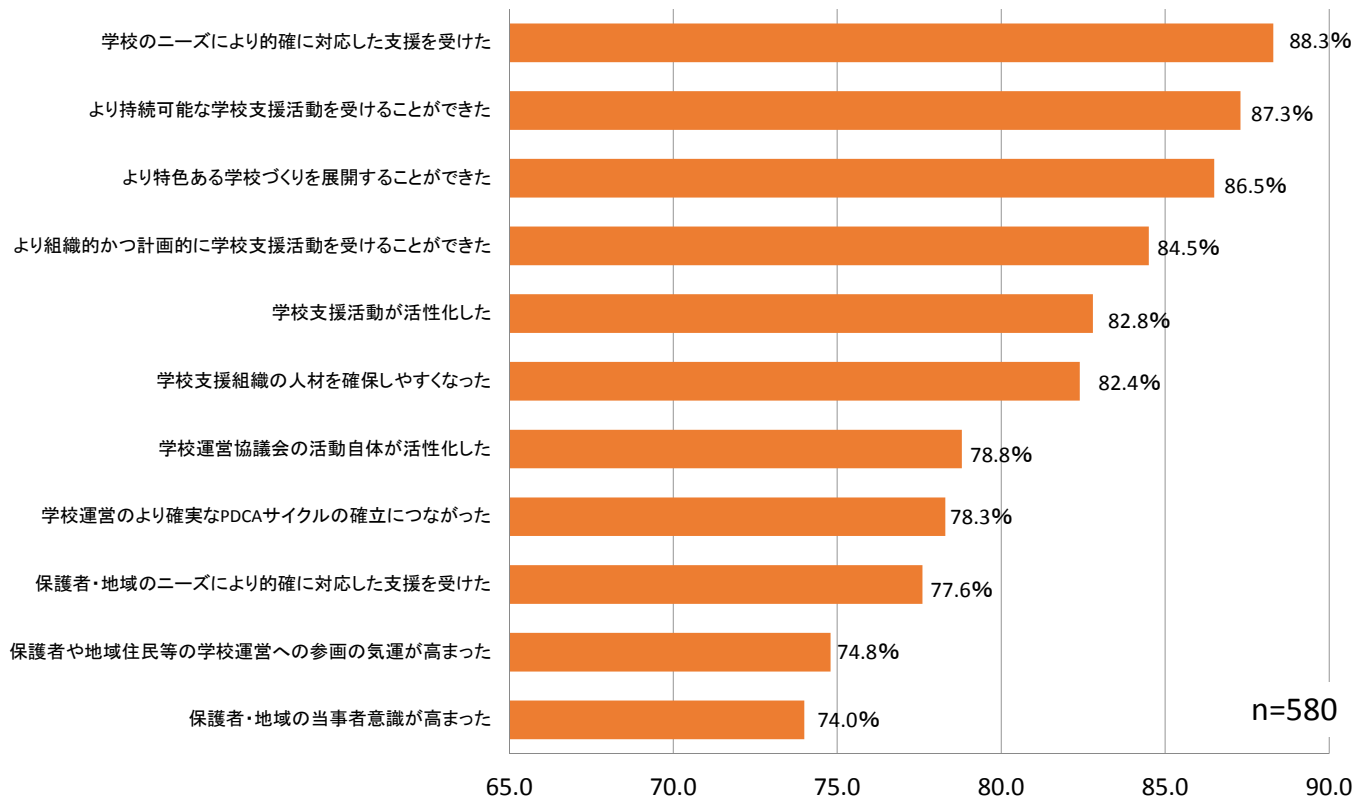
○学校支援活動と成果認識は有意な関係がある

成果認識項目	権限外活動					
	学校支援活動を実施	保護者の苦情に対応	学校評価を実施	地域行事を計画	学校行事を計画	
学校運営の改善	学校関係者評価が効果的に実施	◎		◎		○
	学校が活性化	◎				◎
児童生徒の変容	児童生徒の学習意欲向上	◎	△		◎	△
	生徒指導の課題解決	◎	△		◎	
教職員の変容	教職員の意識改革	◎	△			△
	教職員の子どもと向き合う時間の増加	◎	△			
保護者・地域連携の変容	学校に対する保護者や地域の理解の深まり	◎				
	保護者や地域からの苦情が減少	◎	△		○	
学校外の変容	地域教育力が向上	◎	△	△	○	◎
	家庭の教育力が向上	◎	△		○	○

注:◎=強い有意な関係あり(p<0.01)、○=有意な関係あり(p<0.05)、△=ある程度関係有り(数値差約10ポイント以上)

学校運営協議会が学校支援に関わることによる成果（校長意識調査）

※ とても当てはまる、少し当てはまるの合計。



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校評議員制度への考え方

【出典】平成25年度文部科学省委託調査研究

<調査対象> 計1,201校

- ・コミュニティ・スクール（CS）実践研究の指定を受けた学校のうちCS指定校(校長) 434校(人) ※1
- ・上記のうちCS未指定校(校長) 135校(人)
- ・※1に該当しないコミュニティ・スクール(平成22年度～25年度)(校長) 632校(人)

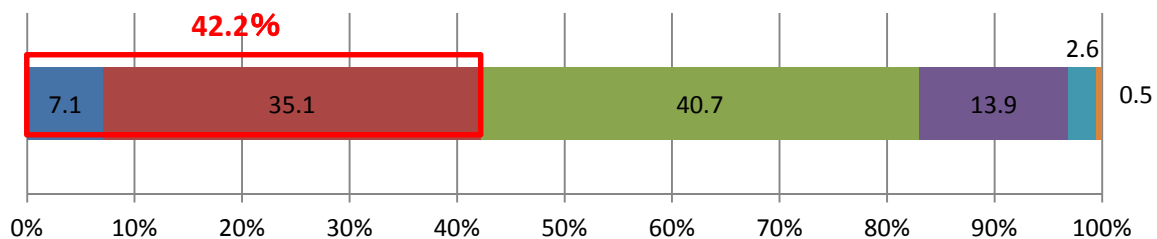
<調査実施時期> 平成25年10月～11月

<調査方法> 郵送法(校長宛の郵送による発送と回収)

<回収数> 760票 (回収率 63.3%)

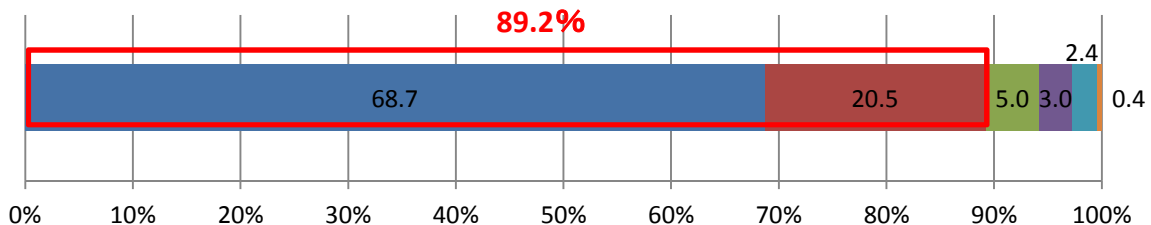
○学校評議員では保護者・地域の意見を十分に反映できない

■ そう思う ■ ある程度そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答



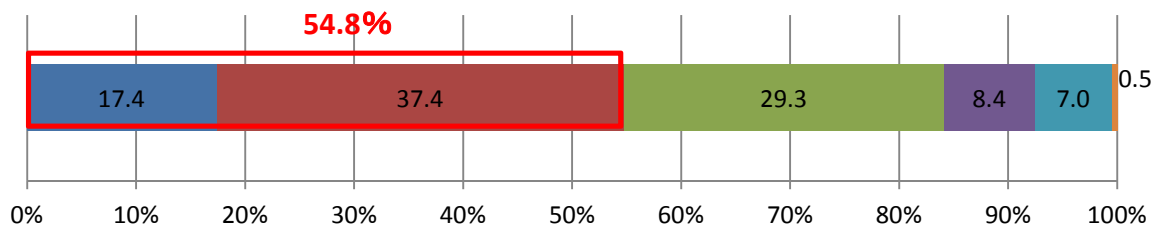
○学校評議員と学校運営協議会を併置する必要はない

■ そう思う ■ ある程度そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答



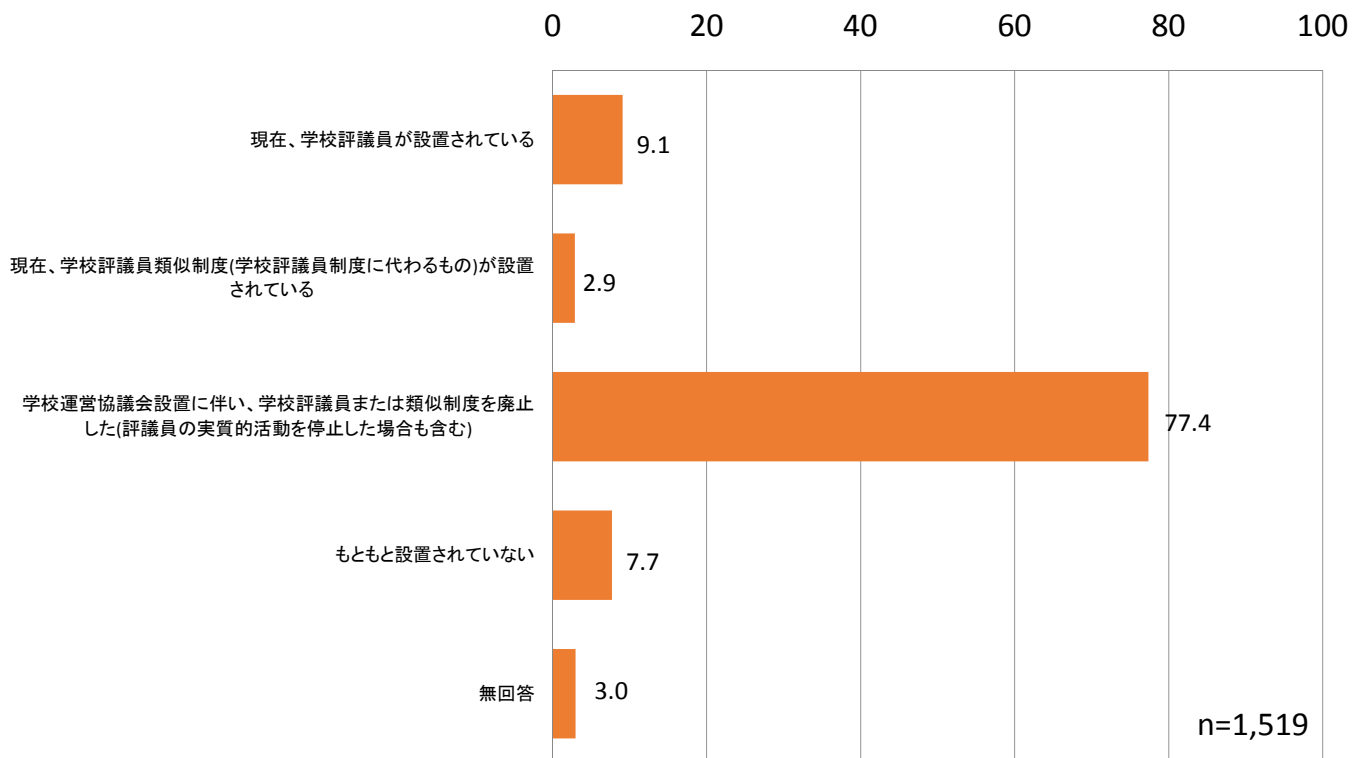
○学校評議員制度は形骸化している

■ そう思う ■ ある程度そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答



コミュニティ・スクールにおける学校評議員・類似制度の設置状況（校長意識調査）

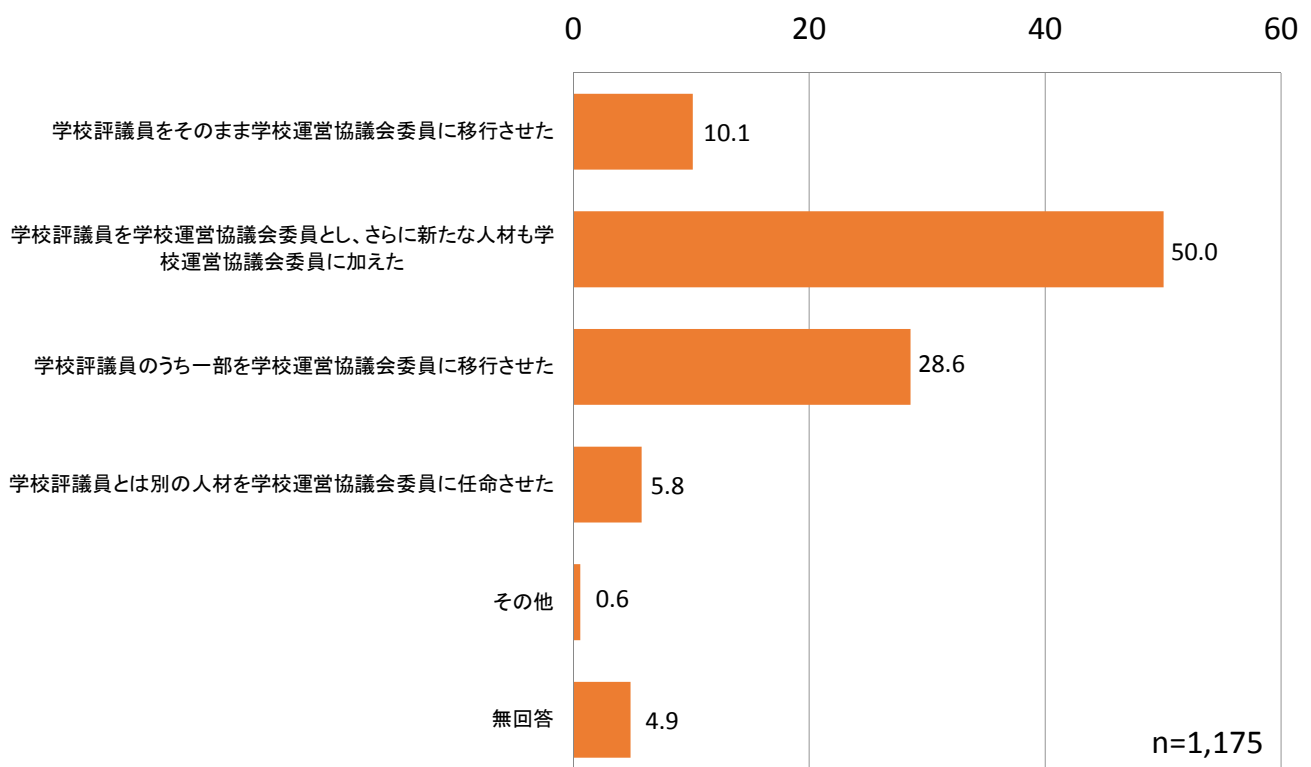
※ 数値は回答の割合。



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校評議員・類似制度から学校運営協議会への移行に際する委員の任命状況（校長意識調査）

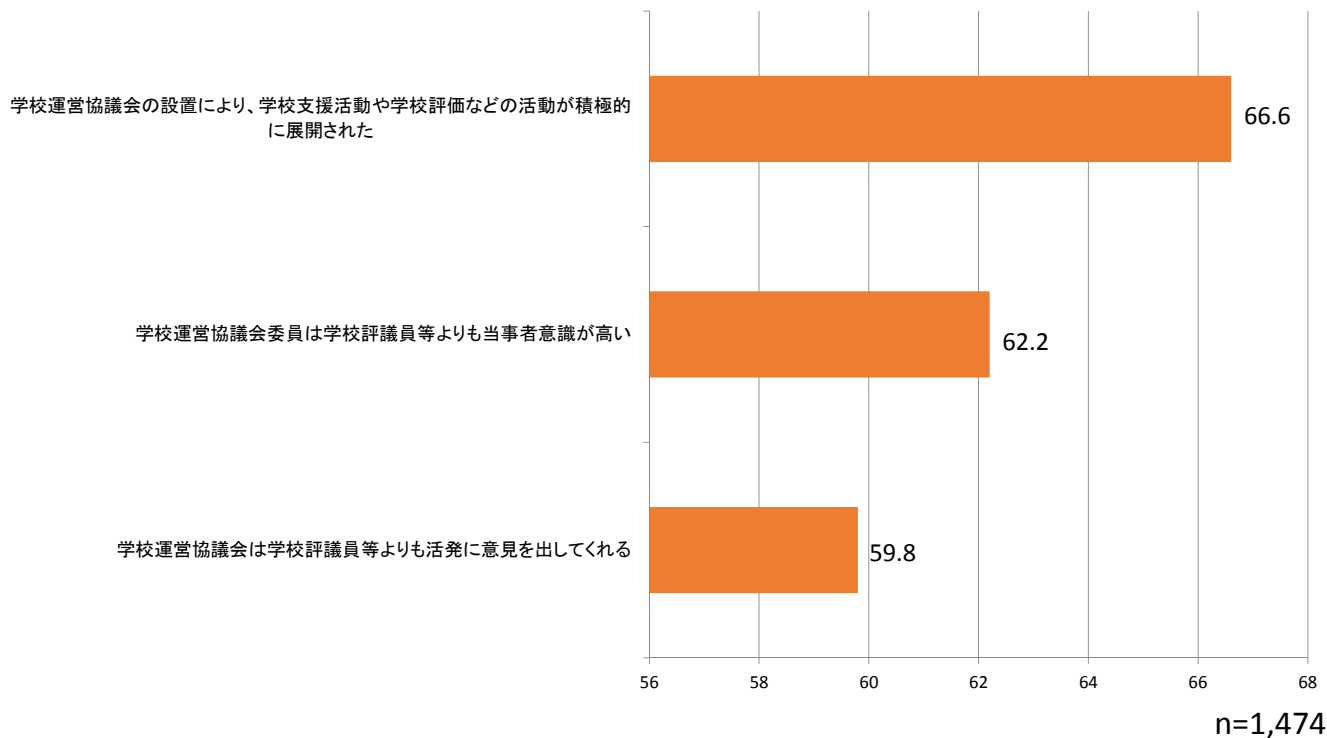
※ 数値は回答の割合。



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校評議員・類似制度から学校運営協議会への移行による 成果・効果等の状況（校長意識調査）

※ 数値は回答の割合。
とても当てはまる、少し当てはまるの合計。



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

公立小・中学校における 地域住民による学校運営・学校教育活動への参画等の状況

コミュニティ・スクール※¹の増加だけでなく、地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる取組を行っている学校が増えています。なお、このような場は全国の公立小・中学校の5,135校（17.1%）（平成27年4月1日現在）へと広がり、この3年間で約2,000校増えています。

学校運営に参画する会議体を置く公立小・中学校

①コミュニティ・スクール **2,271校※²（7.6%※³）**

②校長の作成する学校運営の基本方針を承認し、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある

2,708校（9.0%）

③校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある

4,309校（14.4%）

④学校運営協議会（コミュニティ・スクール）をはじめ、学校ごと又は中学校区単位ごとに地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体がある（その会議体は、教育委員会の規則や教育委員会が定める規定等に基づき学校が作成する要綱等により設置）

（例）一貫・連携推進協議会、学校支援地域教育協議会 等

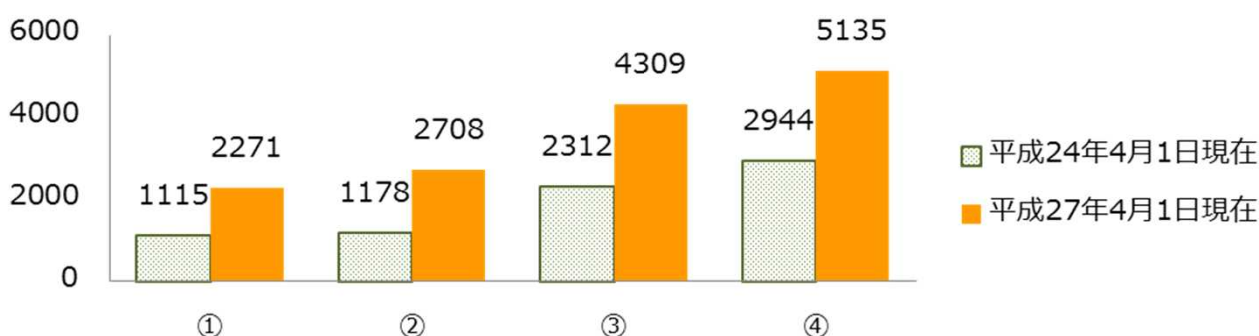
5,135校（17.1%）

※1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会がある学校

※2) コミュニティ・スクールに指定されている2,389校のうちの公立小・中学校数

※3) 母数は、平成26年5月1日現在の公立小・中学校数

学校運営に参画する会議体を置く公立小・中学校数の変化



「学校運営に参画する会議体を置く公立小・中学校」において学校運営協議会へ移行しない理由

	②校長の作成する学校運営の基本方針を承認し、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある	③校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある	④学校運営協議会をはじめ、学校ごと又は中学校区単位ごとに地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体がある	
自治体数	19	92	59	170
①管理職や教職員の勤務負担が増える。	0 (0.0%)	5 (5.4%)	4 (6.8%)	9 (5.3%)
②学校運営協議会の成果が不明確である。	3 (15.8%)	5 (5.4%)	0 (0.0%)	8 (4.7%)
③類似制度との違いが理解できない。	2 (10.5%)	6 (6.5%)	1 (1.7%)	9 (5.3%)
④従来の地域連携実践で十分だろう。	1 (5.3%)	24 (26.1%)	18 (30.5%)	43 (25.3%)
⑤保護者・地域の意見が反映されているのでコミュニティ・スクールは特に必要ない。	7 (36.8%)	23 (25.0%)	23 (39.0%)	53 (31.2%)
⑥任用の意見申出で人事が混乱しないか。	4 (21.1%)	16 (17.4%)	7 (11.9%)	27 (15.9%)
⑦承認の手続により学校の自律性が損なわれる。	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
⑧学校運営協議会への移行を検討中。	2 (10.5%)	14 (15.2%)	7 (11.9%)	23 (13.5%)

(複数の理由を挙げている自治体、理由を挙げていない自治体を含む。)

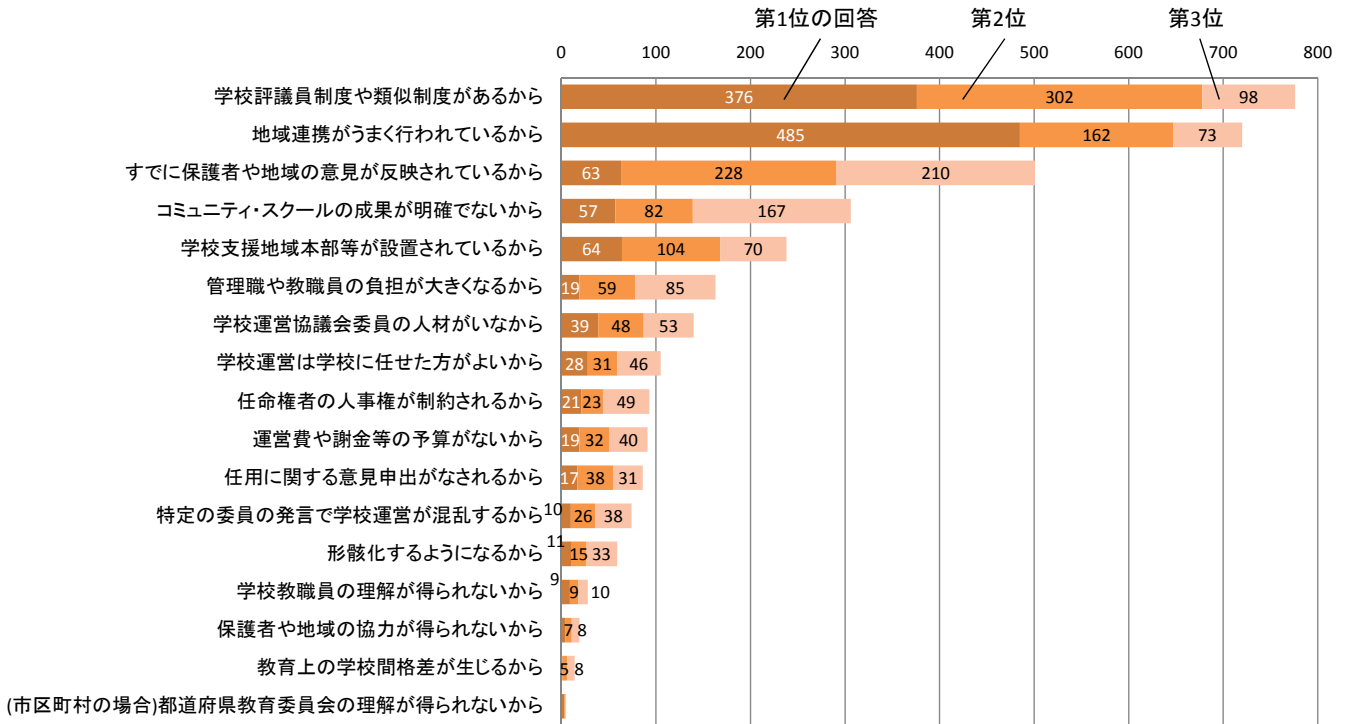
地教行法第四十七条の五の規定によらず自治体が取り組む学校と地域の連携組織(参考)

	規則や要項の制定	会議体の名称	委員の任命等	主な役割
国	市町村教委が規則で制定	学校運営協議会	市町村教委が任命	①校長の運営方針の承認(必須) ②学校運営に関する意見(任意) ③教職員の任用に関する意見(任意)

自治体名	規則や要項の制定	会議体の名称	委員の任命等	学校運営協議会の主な役割の有無			権限や役割等
				①	②	③	
長野県	—	運営委員会	—	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営へ参画(児童生徒の将来のあるべき姿、学校の課題等学校運営についての話し合い) ・学校支援ボランティアによる支援活動の推進 ・学校関係者評価の実施
福井県	県が事業として実施要項で定めており、全ての市町村で開設	地域・学校協議会	学校長が推薦し、設置者が委嘱	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な学校運営に関する協議(教育目標、運営方針、教育課程の編成等、教育内容、行事等、特色ある学校づくり、地域人材の活用) ・学校評価に関する協議 ・地域の行事や活動への児童生徒・教職員の参加に関する協議 ・子供の安全や居場所づくりに関する協議 ・家庭や地域全体の教育に関する協議 ・異校種間(幼・小・中・高)の連携に関する協議
長崎県	—	学校支援会議	—	—	○	—	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域で育む子ども像(子どもへのメッセージ)の策定及び実現に向けた地域ぐるみの健全育成活動 2. 学校・家庭・地域の課題の共有及び解決に向けた様々な活動 3. 学校支援ボランティアによる学習支援、体験活動支援、課外活動支援 4. 家庭や地域の教育力を高めるための講演会や研修活動 5. 上記の活動を通じた活力ある地域づくり
熊本県	各学校が実態により要綱等を作成	学校地域づくり協議会	各校で依頼	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営方針の周知と共有 ・学校の課題や情報等の共有 ・課題解決に向けた協議
青森県 八戸市	市教委が規則で制定・認定	地域学校連携協議会	学校長が推薦し、設置者が委嘱	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営に対する意見・要望 ・運営への地域住民等の理解、協力、参加等の促進協力 ・地域学校連携協議会から地域住民等に対する情報提供 ・学校関係者評価 ・教育活動についての児童生徒からの意見聴取
栃木県 宇都宮市	学校管理規則に明記するとともに、事業として実施要綱で定める	魅力ある学校づくり地域協議会	—	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営方針への意見(学校管理規則に明記) ・学校関係者評価への参画(学校管理規則に明記) ・学校支援ボランティアのコーディネート ・児童生徒の健全育成・安全確保 ・家庭教育講座・地域教育フォーラム等の開催
愛知県 豊川市	市教委が規則を制定	学校運営協議会	校長が推薦し、市教委が委嘱	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の運営方針の承認(必須) ・学校運営に関する意見(できる) ・学校関係者評価の実施
三重県 四日市市	市教委が運営要綱を制定	運営協議会	学校長が推薦し、市教委が委嘱・任命	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の運営方針の承認 ・学校運営・教育活動の充実についての協議 ・学校支援の在り方についての協議、組織体制の整備 ・教職員の構成についての意見

コミュニティ・スクール指定を行わない理由（教育委員会調査）

※グラフ中の数値は回答数。
5未満は数値を記載していない。



出典「コミュニティ・スクールの実態と教育委員会の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

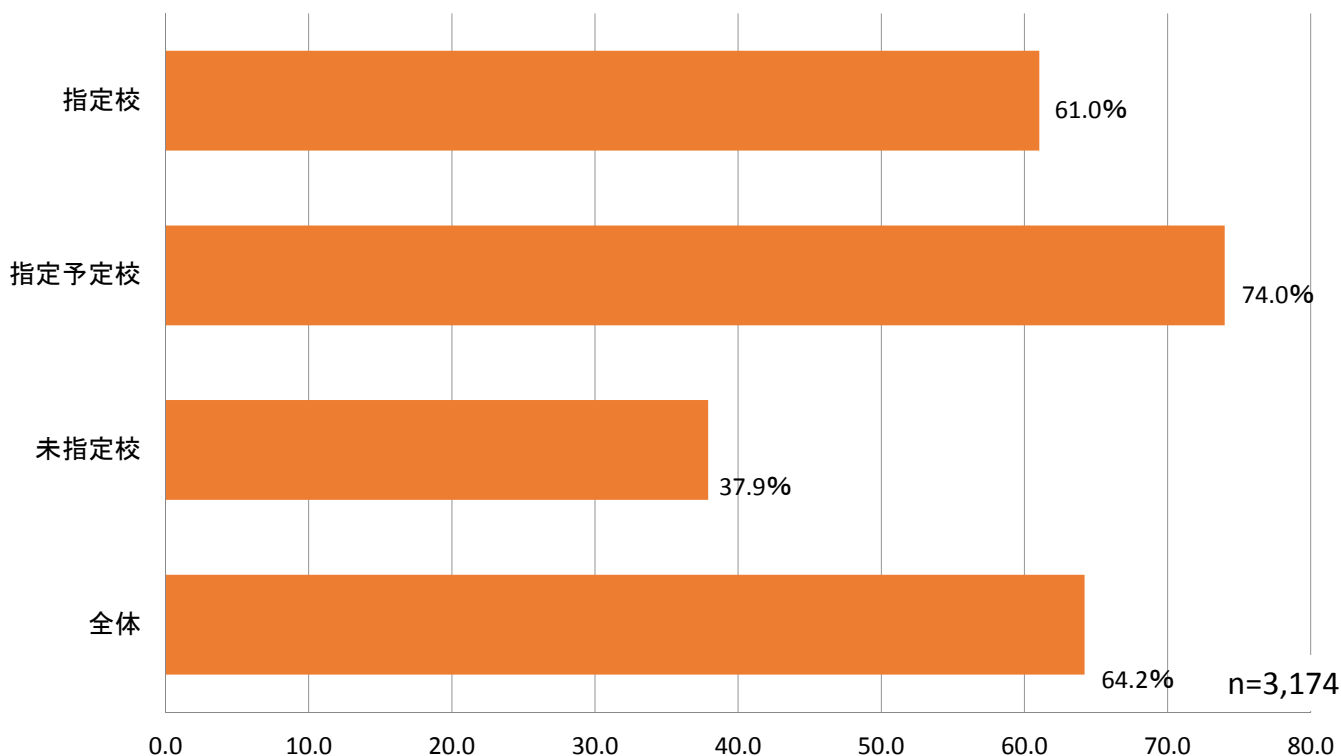
コミュニティ・スクール指定を行わない理由 ～自治体規模別の傾向～（教育委員会調査）

	町村 (N=642)	その他の市 (N=543)	中核市 (N=34)	政令市・特別区 (N=27)
学校評議員制度や類似制度があるから	57.3	66.3	79.4	77.8
地域連携がうまく行われているから	60.1	56.9	38.2	44.4
すでに保護者や地域の意見が反映されているから	42.8	37.2	38.2	40.7
コミュニティ・スクールの成果が明確でないから	26.2	23.0	23.5	18.5
学校支援地域本部等が設置されているから	17.1	20.6	20.6	33.3
管理職や教職員の負担が大きくなるから	14.0	11.6	14.7	18.5
学校運営協議会委員の人材がいなから	14.6	7.6	11.8	3.7
学校運営は学校に任せた方がよいから	11.2	5.5	5.9	3.7
任命権者の人事権が制約されるから	5.8	9.0	8.8	14.8
運営費や謝金等の予算がないから	5.6	9.6	5.9	3.7
任用に関する意見申出がなされるから	4.0	9.8	5.9	18.5
特定の委員の発言で学校運営が混乱するから	4.8	7.4	2.9	7.4
形骸化するようになるから	7.2	2.2	2.9	0.0
学校教職員の理解が得られないから	3.0	1.7	0.0	0.0
保護者や地域の協力が得られないから	1.6	1.7	0.0	0.0
教育上の学校間格差が生じるから	0.5	2.0	0.0	0.0
都道府県教育委員会の理解が得られないから	0.5	0.4	0.0	0.0

5ポイント以上差があった項目については、最高値を赤、最低値を青で網掛けした

複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることを希望する割合（校長意識調査）

※「複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにする」、「校長一人配置の小中一貫教育公などの場合、複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにする」ことを希望する校長の割合の合計



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることを希望する割合 ～自治体規模別の傾向～（校長意識調査）

自治体規模		学校単位ではなく複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることが望ましい	校長一人配置の小中一貫教育校などの場合に限り、複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにするのが望ましい	現行通りに、単位学校に設置することが望ましい
		度数	割合	度数
都道府県立	度数	5	3	3
	割合	45.50%	27.30%	27.30%
区	度数	30	52	61
	割合	21.00%	36.40%	42.70%
市	度数	864	794	784
	割合	35.40%	32.50%	32.10%
町	度数	133	120	124
	割合	35.30%	31.80%	32.90%
村	度数	23	14	12
	割合	46.90%	28.60%	24.50%
合計	度数	1055	983	984
	割合	34.90%	32.50%	32.60%

n=3,174

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることを希望する割合 ～学校規模別の傾向～（校長意識調査）

学級規模	学校単位ではなく複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることが望ましい		校長一人配置の小中一貫教育校などの場合に限って、複数まとめた学校運営協議会を設置できるようにするのが望ましい		現行通りに、単位学校に設置することが望ましい
	度数	割合	度数	割合	
1～5学級	度数	195	159	139	
	割合	37.50%	30.60%	26.70%	
6～12学級	度数	508	438	466	
	割合	34.50%	29.70%	31.60%	
13～18学級	度数	220	231	218	
	割合	31.20%	32.70%	30.90%	
19～24学級	度数	98	110	109	
	割合	29.00%	32.50%	32.20%	
25学級以上	度数	33	38	52	
	割合	25.80%	29.70%	40.60%	
合計	度数	1054	976	984	
	割合	33.30%	30.80%	31.10%	

n=3,174

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

幼稚園・高等学校・特別支援学校のコミュニティ・スクール指定校について

校種	幼稚園		高等学校		特別支援学校	
指定校数	95		13		10	
H27.4.1	町・村立	市立	町・市立	都道府県立	町・市立	都道府県立
現在	5	90	5	8	10	0

【幼稚園】

幼稚園名	京都市立中京もえぎ幼稚園	岡山市立福田幼稚園
CSの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域の資源や人材を活用</u> ・ <u>3つのプロジェクト</u>（親子の育ち・教育研究・伝統文化）による地域との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>幼小中全体で共通の取組</u>を実施 ・ <u>地域の人々と園児との交流</u>する場の充実
指定日	平成18年2月25日	平成19年7月31日
園児数	157名	100名
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長 ・ 学識経験者（大学准教授） ・ 保護者代表（PTA） ・ 地域代表 ・ 幼稚園職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園長 ・ 主任 ・ 教諭 ・ 地域住民（町内会長、民政委員） ・ 愛育委員 ・ 主任児童員 ・ PTA会長、副会長 ・ 前PTA会長 ・ 元小学校長
協議会回数	年3回	年3回

幼稚園名	（福島県）おおたま学園	出雲市立大津幼稚園
CSの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>幼小中一貫教育</u>を進める統合運営型CS ・ <u>学校支援地域本部</u>との関連を重視した教育活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校関係者評価の実施 ・ <u>地域の人々との交流</u>を通じた豊かな心の育成
指定日	平成23年4月1日	平成25年5月28日
園児数	2幼稚園で約200名	81名
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園長 ・ 副園長 ・ 保護者 ・ 地域住民 ・ 小学校長 ・ 中学校長 ・ 学識経験者（元教授） ・ 各校園推薦者（現 or 元PTA役員） ・ 各種団体関係者（商工会青年部長、老人クラブ代表、スポ少代表、ボランティア団体代表等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ OB代表 ・ 青少年育成協議会会長 ・ コミュニティセンター長 ・ 地区主任児童委員 ・ 小学校校長 ・ 小学校主幹教諭 ・ 愛育会副会長 ・ 教頭
協議会回数	年9回	年3回

【高等学校】

学校名	高知県立大方高等学校	三重県立紀南高等学校	富士市立高等学校
CSの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした学校づくり（町から高校がなくなる危機という課題解決に向けた取組） ・高校生のアイデアを元にした地元の商品開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした学校づくり（生徒流出という課題解決に向けた取組） ・生徒の学びを地域で支援 ・体系的なキャリア教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した教育活動（キャリア教育と探求学習） ・学校運営協議会を核とした地域、企業、大学等との連携強化
指定日	平成 18 年 4 月 1 日	平成 19 年 6 月 1 日	平成 25 年 6 月 1 日
生徒数	116 名	331 名	708 名
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・校長 ・中学校長 ・PTA会長 ・大学教授 ・黒潮町教育次長 ・地域住民（企業・会社代表・商店） ・ボランティアガイド 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長 ・町教育長 ・中学校長 ・地域住民 ・保護者 ・教職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長 ・大学教授 ・准教授 ・会社役員 ・卒業生 ・同窓会会長 ・PTA会長 ・地区防災担当 ・保育園園長・中学校長 ・事務長 ・副校長 ・教務課長
協議会回数	年 4 回	年 6 回	年 3 回

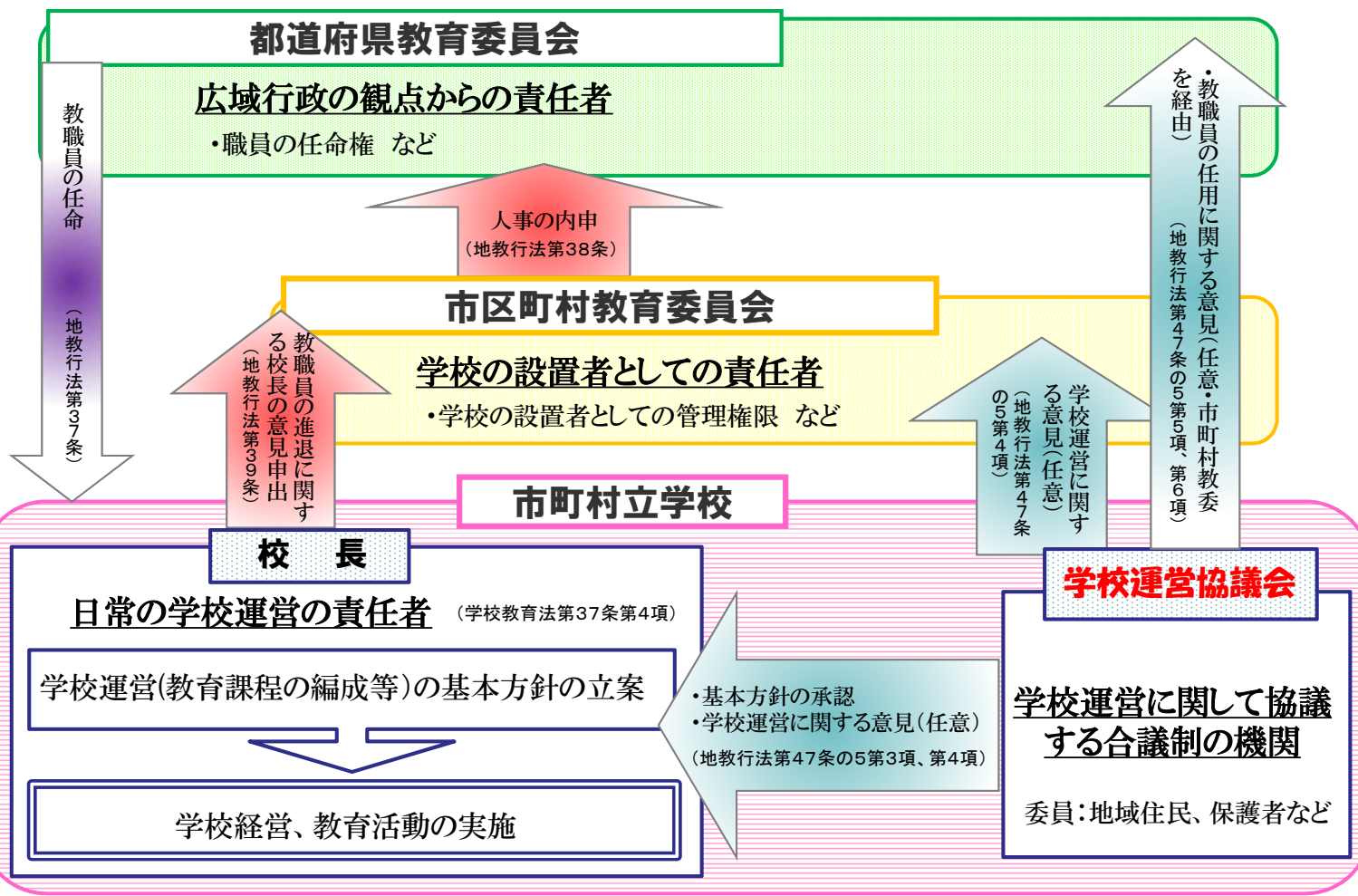
学校名	千葉県立長狭高等学校	横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校
CSの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、大学との連携による専門教育への取組（医療・福祉、英会話） ・学校運営協議会を中心とした地域連携の取組（生徒による小学校での学習支援ボランティア、化学実験教室） 	<ul style="list-style-type: none"> ・SSH、SGHとして、使命達成に向けた外部との連携（研究所・大学・企業等） ・持続可能な体制づくりに向けて、学校運営への提言、助言、教育委員会への意見の申出
指定日	平成 24 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
生徒数	486 名	709 名
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長 ・市教育長 ・小・中学校長 ・市教育委員会（生涯学習課） ・大学教員（城西国際大、亀田医療大） ・PTA役員 ・保護者代表 ・市役所総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長 ・常任スーパーアドバイザー（大学名誉教授） ・科学技術顧問（大学学長） ・学識経験者（大学教授） ・工業会会長 ・企業オーナー ・理化学研究所事務所長 ・保護者代表
協議会回数	年 4 回	年 4 回

【特別支援学校】

学校名	京都市立西総合支援学校	岐阜市立岐阜特別支援学校
CSの特徴	<ul style="list-style-type: none"> 通学区の要素だけでなく、障害のある子どもの教育の推進という テーマ・コミュニティの要素も共有 地域との双方向の連携、協働による、障害のある児童生徒にとって身近な生活の場単位での学びと育みの場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者、地域とともに進める特別支援教育（岐阜市内） 部会を中心とした取組（地域連携部会、学校支援部会） 防災教育の充実 交流、共同学習の充実
指定日	平成 17 年 5 月 20 日	平成 25 年 4 月 1 日
児童生徒数	210 名	260 名
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> 保護者（PTA） 地域代表（自治連、女性会、民政児童員） 学識経験者（大学教授） 施設代表 ・ 社会福祉協議会代表 	<ul style="list-style-type: none"> 学校長 自治会長 ・ 市福祉課長 福祉施設長 ・ 大学教授 PTA会長 ・ 教頭 部主事
協議会の回数	3 回	3 回＋学校関係者評価＋随時

学校名	横浜市立若葉台特別支援学校	見附市立見附特別支援学校
CSの特徴	<ul style="list-style-type: none"> 地域とともに歩む特別支援学校（小・中学校の跡地に移転して拡大） 地域、保護者、学校の連携のための 有効な組織作りと支援活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子供たちの地域生活を支えるネットワーク会議の開催（高等部をもつ特別支援学校としての企業・施設・団体等との関係づくり） 学校支援地域本部からの発展 学校関係者評価の実施
指定日	平成 26 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
児童生徒数	144 名	59 名
委員構成	<p>（若葉台の住民が中心）</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校長 自治会長 ・ 元中学校長 大学教授 ・ PTA役員 民生委員 ・ 社会福祉協議会 まちづくりセンター 	<ul style="list-style-type: none"> 地域代表（見附市内） 学校関係者代表（教育コーディネーター） 福祉・企業代表（福祉施設、企業等） 関係機関代表（手をつなぐ育成会等） 学習活動施設代表（総合体育館、図書館等） 保護者代表 校長・教頭・教務（事務局）
協議会の回数	年 4 回	年 3 回

学校運営協議会と教育委員会・校長との関係について(市町村立学校の場合)



関係法令(抜粋)

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号)

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。